

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第5節 経済連携協定に係る輸入通関 (EPA税率を適用する場合の取扱い)</p> <p>68-5-1 EPA税率の適用を受けようとする輸入申告(法第43条の3第1項(法第61条の4において準用する場合を含む。)又は第62条の10の規定による承認の申請(以下この節において「蔵入申請等」という。)が行われた貨物に係るもの又は特例申告に係る指定貨物のものを除く。以下この節において「輸入申告」という。)又は蔵入申請等が行われた場合の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 輸入申告の受理担当審査官による取扱い 受理担当審査官が輸入申告を受理しようとするときは、通常の審査のほか、次の確認等を行う。 イ 暫定法第8条の6第4項に基づくEPA税率適用停止の有無の確認 輸入申告に係る貨物について、暫定法第8条の6第4項の規定に基づくEPA税率の適用停止の有無の確認を行う。 ロ 締約国原産地証明書についての確認 輸入申告に係る貨物が、令第61条第1項第2号イ後段かっこ書に規定する貨物である場合を除き、同項第2号イに規定する締約国原産地証明書(後記68-5-11(締約国原産地証明書の様式))の規定により定める様式のもの)が添付されているか否か(添付されていない場合等には、同条第5項に規定する税関長が災害その他やむを得ないと認める場合等に当たるか否か。)、更に締約国原産地証明書(令第61条第1項第2号イに規定する原産地証明書をいう。以下同じ。)が添付されているときは、同条第4項及び第6項の規定に基づき、当該締約国原産地証明書が次のすべての要件を満たしているか否かについて確認を行う。なお、「新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定」(平成14年条約第16号)(以下「シンガポール協定」という。)第31条に基づく原産地証明書(以下「シンガポール協定原産地証明書」という。)にあっては、同条第4項の規定に基づき、当該シンガポール協定原産地証明書に係る貨物を送り出した際(税関長がやむを得ない特別の事由があると認める場合には、送り出した後その事由により相当と認められる期間内。具体的な取扱いは後記68-5-13(「やむを得ない特別の事由」の意義)による。)に発給されたものであるか否かについても確認を行う。 (1) 締約国原産地証明書にあっては、同条第4項の規定に基づき、同項表中の上欄の各号に掲げる協定の区分に応じ、それぞれの同表の中欄に掲</p>	<p>第5節 経済連携協定に係る輸入通関 (EPA税率を適用する場合の取扱い)</p> <p>68-5-1 EPA税率の適用を受けようとする輸入申告(法第43条の3第1項(法第62条において準用する場合を含む。)又は第62条の10の規定による承認の申請(以下この節において「蔵入申請等」という。)が行われた貨物に係るもの又は特例申告に係る指定貨物のものを除く。以下この節において「輸入申告」という。)又は蔵入申請等が行われた場合の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 輸入申告の受理担当審査官による取扱い 受理担当審査官が輸入申告を受理しようとするときは、通常の審査のほか、次の確認等を行う。 イ 暫定法第8条の6第4項に基づくEPA税率適用停止の有無の確認 輸入申告に係る貨物について、暫定法第8条の6第4項の規定に基づくEPA税率の適用停止の有無の確認を行う。 ロ 締約国原産地証明書についての確認 輸入申告に係る貨物が、令第61条第1項第2号イ後段かっこ書に規定する貨物である場合を除き、同項第2号イに規定する締約国原産地証明書(後記68-5-11(締約国原産地証明書の様式))の規定により定める様式のもの)が添付されているか否か(添付されていない場合等には、同条第5項に規定する税関長が災害その他やむを得ないと認める場合等に当たるか否か。)、更に締約国原産地証明書(令第61条第1項第2号イに規定する原産地証明書をいう。以下同じ。)が添付されているときは、同条第4項及び第6項の規定に基づき、当該締約国原産地証明書が次のすべての要件を満たしているか否かについて確認を行う。なお、「新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定」(平成14年条約第16号)(以下「シンガポール協定」という。)第31条に基づく原産地証明書(以下「シンガポール協定原産地証明書」という。)にあっては、同条第4項の規定に基づき、当該シンガポール協定原産地証明書に係る貨物を送り出した際(税関長がやむを得ない特別の事由があると認める場合には、送り出した後その事由により相当と認められる期間内。具体的な取扱いは後記68-5-13(「やむを得ない特別の事由」の意義)による。)に発給されたものであるか否かについても確認を行う。 (1) 締約国原産地証明書にあっては、同条第4項の規定に基づき、同項表中の上欄の各号に掲げる協定の区分に応じ、それぞれの同表の中欄に掲</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>げる事項が記載されていること。</p> <p>なお、締約国原産地証明書を申請した輸出者又は生産者以外の者であって第三国に所在する者が本邦の輸入者に対し仕入書を発行する場合に、当該締約国原産地証明書の発給時点において、当該貨物の輸入申告の際提出される仕入書の番号が不明であることを理由に当該締約国原産地証明書のうちの仕入書の番号及び日付を記載する欄が空欄になっている場合又は当該輸出者が輸出国において発行する仕入書の番号及び日付が記載されている場合がある。<u>これらの</u>場合には、当該締約国原産地証明書により原産性が証明された貨物と輸入申告された貨物との同一性の確認のため、<u>輸入申告された貨物の輸出国から本邦までの取引関係が確認できる仕入書その他の関係書類を輸入者に求めることとするが、これらの書類が輸入者から提出されない場合は、必要に応じ、後記68-5-21の2(メキシコ協定原産品であることについての確認)、68-5-21の3(マレーシア原産品であることについての確認)、68-5-21の4(チリ原産品であることについての確認)又は68-5-21の5(タイ原産品であることについての確認)に定める手続きをとることとなるので、留意する。</u></p> <p>(ロ) 締約国原産地証明書は、同条第4項に規定する締約国原産地証明書の発給につき権限を有する機関(後記68-5-14(締約国原産地証明書の発給機関)による。)により、発給されたものであること。</p> <p>(ハ) 災害等その他やむを得ない理由によりその期間を経過した場合を除き、同条第6項に定める有効期間内のものであること。</p> <p>(二) 「経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定」(平成17年条約第8号)(以下「メキシコ協定」という。)第39条に基づく原産地証明書(以下「メキシコ協定原産地証明書」という。)にあっては、同証明書の「8. Preference criterion」の欄に「T P L」と表示されている場合には、同証明書の「11. Remarks:」の欄に「CERTIFICATE OF ELIGIBILITY ATTACHED」と表示されているとともに、同証明書と同一の貨物を対象としたメキシコ経済省が発給する「Certificate of Eligibility」が添付されていること。</p> <p>(ホ) マレーシア協定原産地証明書についての確認 「経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定」(平成18年条約第7号)(以下「マレーシア協定」という。)第40条に基づく原産地証明書(以下「マレーシア協定原産地証明書」という。)にあっては、「4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and</p>	<p>げる事項が記載されていること。</p> <p>なお、締約国原産地証明書を申請した輸出者又は生産者以外の者であって第三国に所在する者が本邦の輸入者に対し仕入書を発行する場合に、当該締約国原産地証明書の発給時点において、当該貨物の輸入申告の際提出される仕入書の番号が不明であることを理由に当該締約国原産地証明書のうちの仕入書の番号及び日付を記載する欄が空欄になっている場合がある。<u>この場合には、当該締約国原産地証明書と輸入申告された貨物との同一性の確認のため、必要に応じ、後記68-5-21の2(メキシコ協定原産品であることについての確認)、68-5-21の3(マレーシア原産品であることについての確認)又は68-5-21の4(チリ原産品であることについての確認)に定める手続きをとることとなるので、留意する。</u></p> <p>(ロ) 締約国原産地証明書は、同条第4項に規定する締約国原産地証明書の発給につき権限を有する機関(後記68-5-14(締約国原産地証明書の発給機関)による。)により、発給されたものであること。</p> <p>(ハ) 災害等その他やむを得ない理由によりその期間を経過した場合を除き、同条第6項に定める有効期間内のものであること。</p> <p>(二) 「経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定」(平成17年条約第8号)(以下「メキシコ協定」という。)第39条に基づく原産地証明書(以下「メキシコ協定原産地証明書」という。)にあっては、同証明書の「8. Preference criterion」の欄に「T P L」と表示されている場合には、同証明書の「11. Remarks:」の欄に「CERTIFICATE OF ELIGIBILITY ATTACHED」と表示されているとともに、同証明書と同一の貨物を対象としたメキシコ経済省が発給する「Certificate of Eligibility」が添付されていること。</p> <p>(ホ) マレーシア協定原産地証明書についての確認 「経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定」(平成18年条約第7号)(以下「マレーシア協定」という。)第40条に基づく原産地証明書(以下「マレーシア協定原産地証明書」という。)にあっては、「4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>kind of packages; Description of good(s); HS code; Other instances」の欄に本邦の輸入統計品目番号が記載される場合には、このうち初めの6行について確認を行うものとし、最後の3行については特段の確認を要しない。</p> <p>また、マレーシア協定附属書2に定める品目別規則（以下「マレーシア協定品目別規則」という。）のうち、東南アジア諸国連合の加盟国である第三国又はいずれかの締約国の材料の使用を認めている規則にあっては、東南アジア諸国連合の加盟国である第三国又はいずれかの締約国の材料名及び当該材料の収穫等がなされた国名が、繊維製品（関税率表第50類から第63類の物品）の規則にあっては、材料名、該当する製造工程又は作業及び当該製造工程又は作業を行った国名が、それぞれ同欄に記載されるので留意する。</p> <p>なお、これらの材料が東南アジア諸国連合の加盟国である第三国又はいずれかの締約国の产品であるか否かについては、必要に応じて、関係書類の提出を輸入者に求め、適宜確認を行うものとし、関係書類の具体例については、マレーシア協定第50条に定める運用上の手続規則別紙3に掲げる書類とする。</p>	<p>kind of packages; Description of good(s); HS code; Other instances」の欄に本邦の輸入統計品目番号が記載される場合には、このうち初めの6行について確認を行うものとし、最後の3行については特段の確認を要しない。</p> <p>また、マレーシア協定附属書2に定める品目別規則（以下「マレーシア協定品目別規則」という。）のうち、東南アジア諸国連合の加盟国である第三国又はいずれかの締約国の材料の使用を認めているものについてはマレーシア協定原産地証明書の上記欄に、繊維製品（関税率表第50類から第63類の物品）にあっては材料名、該当する製造工程又は作業及び当該製造工程又は作業を行った国名を、これら以外のものにあっては材料名及び当該材料の収穫等がなされた国名が記載されるので留意する。なお、これらの材料が東南アジア諸国連合の加盟国である第三国又はいずれかの締約国であるか否かについては、必要に応じて、関係書類の提出を輸入者に求め、適宜確認を行うものとし、関係書類の具体例については別に事務連絡する。</p>
<p>（八）タイ協定原産地証明書についての確認</p> <p>「経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定」（平成19年条約第19号）（以下「タイ協定」という。）附属書2に定める品目別規則（以下「タイ協定品目別規則」という。）のうち、インド洋まぐろ類委員会（以下「IOTC」という。）の登録簿への登録により漁獲することを認められた漁船によって得られた材料の使用を認めている規則にあっては、当該材料名、当該漁船の船名、IOTC登録番号及び当該漁船の国籍が、東南アジア諸国連合の加盟国である第三国又はいずれかの締約国の材料の使用を認めている規則にあっては、東南アジア諸国連合の加盟国である第三国又はいずれかの締約国の材料名、当該材料の収穫等がなされた国名が、関税率表第61類又は第62類の物品の規則にあっては、材料名、該当する製造工程又は作業及び当該製造工程又は作業を行った国名が、それぞれタイ協定第40条に基づく原産地証明書（以下「タイ協定原産地証明書」という。）の「7. Number and type of packages; description of goods (including quantity where appropriate and HS code of the importing country)」の欄に記載されるので留意する。</p> <p>なお、これらの材料が東南アジア諸国連合の加盟国である第三国又はいずれかの締約国の产品であるか否かについては、必要に応じて、関係</p>	<p>（新規）</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>書類の提出を輸入者に求め、適宜確認を行うものとし、関係書類の具体例については、タイ協定第24条に定める運用上の手続規則別紙3に掲げる書類とする。</p>	
<p>八 非原産国における積替え等に関する確認</p> <p>輸入申告に係る貨物が、経済連携協定の締約国(令第61条第1項第2号イに規定する締約国をいう。以下同じ。)からのものにあっては、令第61条第1項第2号口(1)又は(2)に該当するものであるときは、当該貨物の課税価格の総額が20万円以下である場合を除き、通し船荷証券の写し等の同項第2号口に規定する運送要件証明書が添付されていること及びそれぞれの記載事項の確認を行う。</p>	<p>八 非原産国における積替え等に関する確認</p> <p>輸入申告に係る貨物が、経済連携協定の締約国(令第61条第1項第2号イに規定する締約国をいう。以下同じ。)からのものにあっては、令第61条第1項第2号口(1)又は(2)に該当するものであるときは、当該貨物の課税価格の総額が20万円以下である場合を除き、通し船荷証券の写し等の同項第2号口に規定する運送要件証明書が添付されていること及びそれぞれの記載事項の確認を行う。</p>
<p>なお、運送要件証明書(令第61条第1項第2号口に規定する書類をいう。以下同じ。)として同項第2号口に規定する書類のうち、通し船荷証券の写し又は当該貨物について積替え等がされた非原産国の税關その他の権限を有する官公署が発給した証明書を提出することができないことにつき相当の理由があると認められるときは、同項第2号口(1)若しくは(2)に該当することを証する書類の提出(これが不可能であるときは、積替地等についての締約国原産地証明書への記載)をもって、運送要件証明書として同項第2号口に規定する書類のうち、その他税關長が適當と認める書類の提出があったものとして取り扱って差し支えない。この場合においても、当該貨物が締約国原産品(令第61条第1項第2号イに規定する原産品をいう。以下同じ。)であることを確認する必要があるので、留意する。</p>	<p>なお、運送要件証明書(令第61条第1項第2号口に規定する書類をいう。以下同じ。)として同項第2号口に規定する書類のうち、通し船荷証券の写し又は当該貨物について積替え等がされた非原産国の税關その他の権限を有する官公署が発給した証明書を提出することができないことにつき相当の理由があると認められるときは、同項第2号口(1)若しくは(2)に該当することを証する書類の提出(これが不可能であるときは、積替地等についての締約国原産地証明書への記載)をもって、運送要件証明書として同項第2号口に規定する書類のうち、その他税關長が適當と認める書類の提出があったものとして取り扱って差し支えない。この場合においても、当該貨物が締約国原産品(令第61条第1項第2号イに規定する原産品をいう。以下同じ。)であることを確認する必要があるので、留意する。</p>
<p>二 ろうけつ染めした綿織物に関する確認</p> <p>輸入申告に係るシンガポールからの貨物が関税率表第52.08項から第52.12項までに掲げるもののうち、ろうけつ染めしたもの(手工業によりろうけつ染めしたものであることが、シンガポールの政府又は政府代行機関により証明されているものに限る。)に該当するものである場合には、これを証する書類(その英文によるものの例は、「CERTIFICATE IN REGARD TO BATIK CLOTH OF COTTON (HANDICRAFTS) (P - 8240)」)が添付されていること及びそれらの記載事項の確認を行う。</p>	<p>二 ろうけつ染めした綿織物に関する確認</p> <p>輸入申告に係るシンガポールからの貨物が関税率表第52.08項から第52.12項までに掲げるもののうち、ろうけつ染めしたもの(手工業によりろうけつ染めしたものであることが、シンガポールの政府又は政府代行機関により証明されているものに限る。)に該当するものである場合には、これを証する書類(その英文によるものの例は、「CERTIFICATE IN REGARD TO BATIK CLOTH OF COTTON (HANDICRAFTS) (P - 8240)」)が添付されていること及びそれらの記載事項の確認を行う。</p>
<p>(2) 蔵入申請等の受理担当審査官による取扱い</p> <p>受理担当審査官が蔵入申請等を受理しようとするときの取扱いは、上記(1)を準用する。この場合において、「輸入申告」とあるのは「蔵入申請等」と、「同条第5項」とあるのは「令第36条の3第3項又は第51条の12第3項」と、「同条第4項又は第6項」とあるのは「令第61条第4項及び第6項」と読み替えるものとする。</p>	<p>(2) 蔵入申請等の受理担当審査官による取扱い</p> <p>受理担当審査官が蔵入申請等を受理しようとするときの取扱いは、上記(1)を準用する。この場合において、「輸入申告」とあるのは「蔵入申請等」と、「同条第5項」とあるのは「令第36条の3第3項又は第51条の12第3項」と、「同条第4項又は第6項」とあるのは「令第61条第4項及び第6項」と読み替えるものとする。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(3) 郵便物についての取扱い</p> <p>EPA税率の適用を受けようとする郵便物についての法第76条第1項ただし書の規定による検査その他当該郵便物に係る税關の審査については、上記(1)に準ずる。</p>	<p>(3) 郵便物についての取扱い</p> <p>EPA税率の適用を受けようとする郵便物についての法第76条第1項ただし書の規定による検査その他当該郵便物に係る税關の審査については、上記(1)に準ずる。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(シンガポール原産品の認定の基準)</p> <p>68-5-2 シンガポール協定における関税についての特別の規定による便益による税率(以下「シンガポール税率」という。)を適用する場合において、輸入貨物がシンガポール協定第3章の規定に基づきシンガポールの原産品とされるもの(以下この節において「シンガポール原産品」という。)であるかの認定については、同協定第22条から第26条までの規定及び新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定を改正する議定書第5条から第11条までの規定に基づき、次により行う。</p> <p>なお、当該規定は、協定税率の適用、原産地表示等他の目的のためのシンガポールに係る原産地の認定には適用されないので留意する。</p> <p>(1) シンガポール原産品とは、次のいずれかの产品に該当する产品とする。</p> <p>イ シンガポールにおいて完全に得られ又は生産された产品</p> <p>ロ シンガポール又は本邦(<u>シンガポール協定第24条を適用する場合</u>)の原産材料のみからシンガポールにおいて完全に生産される产品</p> <p>ハ 当該貨物の生産が2以上の国又は地域にわたる場合には、シンガポールにおいて「十分な変更」が加えられた产品</p> <p>(2) <u>上記(1)のイにおいて、シンガポールにおいて完全に得られ又は生産されたものとは、次のいずれかの产品に該当する产品をいう。</u></p> <p>イ 生きている動物であって、シンガポールの領域において生まれ、かつ、成育されたもの</p> <p>ロ シンガポールの領域において狩猟、わなかけ、漁ろう、採集又は捕獲により得られた動物</p> <p>ハ シンガポールの領域において生きている動物から得られた产品</p> <p>ニ シンガポールの領域において収穫され、採取され又は採集された植物及び植物性生産品</p> <p>ホ シンガポールの領域において抽出され又は採掘された鉱物その他の天然の物質(イからニまでに規定するものを除く。)</p> <p>ヘ シンガポールの領海外において、次のすべての条件を満たす船舶により海から得られた水産品その他の产品</p> <p>(i) シンガポールにおいて登録されて航行すること。</p> <p>(ii) シンガポールの旗を掲げていること。</p> <p>(iii) シンガポール若しくは本邦若しくはシンガポール及び本邦の国民又は法人(注)(シンガポール又は本邦に本店を有する法人であって、代表者、役員会の長及び当該役員会の構成員の過半数がシンガポール</p>	<p>(シンガポール原産品の認定の基準)</p> <p>68-5-2 シンガポール協定における関税についての特別の規定による便益による税率(以下「シンガポール税率」という。)を適用する場合において、輸入貨物がシンガポール協定第3章の規定に基づきシンガポールの原産品とされるもの(以下この節において「シンガポール原産品」という。)であるかの認定については、同協定第22条から第26条までの規定及び新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定を改正する議定書第5条から第11条までの規定に基づき、次により行う。</p> <p>なお、当該規定は、協定税率の適用、原産地表示等他の目的のためのシンガポールに係る原産地の認定には適用されないので留意する。</p> <p>(1) シンガポール原産品とは、次のいずれかの产品に該当する产品とする。</p> <p>イ シンガポールにおいて完全に得られ又は生産された产品</p> <p>ロ シンガポール又は本邦の原産材料のみからシンガポールにおいて完全に生産される产品</p> <p>ハ 当該貨物の生産が2以上の国又は地域にわたる場合には、シンガポールにおいて「十分な変更」が加えられた产品</p> <p>(2) <u>次の产品は、それぞれシンガポールにおいて完全に得られ又は生産されたものとする。</u></p> <p>イ 生きている動物であって、シンガポールの領域において生まれ、かつ、成育されたもの</p> <p>ロ シンガポールの領域において狩猟、わなかけ、漁ろう、採集又は捕獲により得られた動物</p> <p>ハ シンガポールの領域において生きている動物から得られた产品</p> <p>ニ シンガポールの領域において収穫され、採取され又は採集された植物及び植物性生産品</p> <p>ホ シンガポールの領域において抽出され又は採掘された鉱物その他の天然の物質(イからニまでに規定するものを除く。)</p> <p>ヘ シンガポールの領海外において、次のすべての条件を満たす船舶により海から得られた水産品その他の产品</p> <p>(i) シンガポールにおいて登録されて航行すること。</p> <p>(ii) シンガポールの旗を掲げていること。</p> <p>(iii) シンガポール若しくは本邦若しくはシンガポール及び本邦の国民又は法人(注)(シンガポール又は本邦に本店を有する法人であって、代表者、役員会の長及び当該役員会の構成員の過半数がシンガポール</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>若しくは本邦又はシンガポール及び本邦の国民であり、かつ、シンガポール若しくは本邦若しくはシンガポール及び本邦の国民又は法人が51%以上の持分を所有しているものに限る。) が51%以上の持分を所有していること。</p> <p>(iv) 船長、上級乗組員及び乗組員の総数の75%以上がシンガポール若しくは本邦若しくはシンガポール及び本邦又は東南アジア諸国連合の加盟国である第3国の国民であること。</p> <p>注 へ及びトの規定の適用上、「法人」とは、営利目的であるかないか、また、民間の所有であるか政府の所有であるかを問わず、関係の法律に基づいて適正に設立され又は組織される法定の事業体（社団、信託、組合、合弁企業、個人企業及び団体を含む。）をいう。</p> <p>ト シンガポールの領海外において、次のすべての条件を満たす工船の船上において得られ、又は生産された产品(へに規定する产品から生産された产品に限る。)</p> <p>(i) シンガポールにおいて登録されていること。</p> <p>(ii) シンガポールの旗を掲げて航行すること。</p> <p>(iii) シンガポール若しくは本邦若しくはシンガポール及び本邦の国民又は法人（シンガポール又は本邦に本店を有する法人であって、代表者、役員会の長及び当該役員会の構成員の過半数がシンガポール若しくは本邦又はシンガポール及び本邦の国民であり、かつ、シンガポール若しくは本邦若しくはシンガポール及び本邦の国民又は法人が51%以上の持分を所有しているものに限る。）が51%以上の持分を所有していること。</p> <p>(iv) 船長、上級乗組員及び乗組員の総数の75%以上がシンガポール若しくは本邦若しくはシンガポール及び本邦又は東南アジア諸国連合の加盟国である第3国の国民であること。</p> <p>チ 海洋法に関する国際連合条約に従い、シンガポールの領海外の海底又はその地下から得られた产品</p> <p>リ シンガポールの領域において収集された产品であって、当該領域において本来の目的を果たすことができず、回復又は修理が不可能であり、かつ、処分又は部品若しくは原材料の回収のみに適するもの</p> <p>ヌ シンガポールの領域における製造若しくは加工作業又は消費から生じたくず及び廃品であって、処分又は原材料の回収のみに適するもの</p> <p>ル 本来の目的を果たすことができず、かつ、回復又は修理が不可能な产品から、シンガポールの領域において何収された部品又は原材料</p>	<p>若しくは本邦又はシンガポール及び本邦の国民であり、かつ、シンガポール若しくは本邦若しくはシンガポール及び本邦の国民又は法人が51%以上の持分を所有しているものに限る。) が51%以上の持分を所有していること。</p> <p>(iv) 船長、上級乗組員及び乗組員の総数の75%以上がシンガポール若しくは本邦若しくはシンガポール及び本邦又は東南アジア諸国連合の加盟国である第3国の国民であること。</p> <p>注 へ及びトの規定の適用上、「法人」とは、営利目的であるかないか、また、民間の所有であるか政府の所有であるかを問わず、関係の法律に基づいて適正に設立され又は組織される法定の事業体（社団、信託、組合、合弁企業、個人企業及び団体を含む。）をいう。</p> <p>ト シンガポールの領海外において、次のすべての条件を満たす工船の船上において得られ、又は生産された产品(へに規定するproductから生産されたproductに限る。)</p> <p>(i) シンガポールにおいて登録されていること。</p> <p>(ii) シンガポールの旗を掲げて航行すること。</p> <p>(iii) シンガポール若しくは本邦若しくはシンガポール及び本邦の国民又は法人（シンガポール又は本邦に本店を有する法人であって、代表者、役員会の長及び当該役員会の構成員の過半数がシンガポール若しくは本邦又はシンガポール及び本邦の国民であり、かつ、シンガポール若しくは本邦若しくはシンガポール及び本邦の国民又は法人が51%以上の持分を所有しているものに限る。）が51%以上の持分を所有していること。</p> <p>(iv) 船長、上級乗組員及び乗組員の総数の75%以上がシンガポール若しくは本邦若しくはシンガポール及び本邦又は東南アジア諸国連合の加盟国である第3国の国民であること。</p> <p>チ 海洋法に関する国際連合条約に従い、シンガポールの領海外の海底又はその地下から得られたproduct</p> <p>リ シンガポールの領域において収集されたproductであって、当該領域において本来の目的を果たすことができず、回復又は修理が不可能であり、かつ、処分又は部品若しくは原材料の回収のみに適するもの</p> <p>ヌ シンガポールの領域における製造若しくは加工作業又は消費から生じたくず及び廃品であって、処分又は原材料の回収のみに適するもの</p> <p>ル 本来の目的を果たすことができず、かつ、回復又は修理が不可能なproductから、シンガポールの領域において何収された部品又は原材料</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>ヲ シンガポールの領域においてイからルまでに規定する産品のみから得られ又は生産された産品</p> <p>(3) 「十分な変更」とは、シンガポール協定附屬書 A に定める品目別規則(以下この節において「シンガポール協定品目別規則」という。)を満たす変更(2以上の規則が掲げられている場合には、いずれか1つを満たせば足りる。)をいう。</p> <p>シンガポール協定品目別規則は、それぞれの品目毎に、関税分類の異なる材料の使用を求めるシンガポール協定品目別規則(以下この節において「関税分類変更基準を用いたシンガポール協定品目別規則」という。)、特定の製造又は加工作業を行うことを求めるシンガポール協定品目別規則(以下この節において「特定加工基準を用いたシンガポール協定品目別規則」という。)又は付加価値基準を用いたシンガポール協定品目別規則からなっており、関税分類変更基準を用いたシンガポール協定品目別規則及び特定加工基準を用いたシンガポール協定品目別規則の取扱いについては後記68-5-3(関税分類変更基準又は特定加工基準を用いた品目別規則の取扱い)により、付加価値基準を用いたシンガポール協定品目別規則の取扱いについては後記68-5-4(付加価値基準を用いたシンガポール協定品目別規則の取扱い)による。</p> <p>ただし、次の(4)に掲げる行為のみによって当該変更が更に生じた場合には「十分な変更」とはみなさないものとする。</p> <p>(4) 次に掲げる作業は、「十分な変更」とはみなさない。また、一旦シンガポール原産品と認定された貨物が、その認定後、非原産国において、当該作業のみが行われた場合には、その産品はシンガポール原産品としての資格を維持するものとする。</p> <p>イ 輸送又は保存の間に当該貨物を良好な状態に保存することを確保する作業(乾燥、冷凍、塩水漬け等)その他これに類する作業</p> <p>ロ 改装及び仕分け</p> <p>ハ 当該貨物又はその包装にマーク、ラベルその他これらに類する識別表示を付すこと。</p> <p>ニ 組み立てられたものを分解すること。</p> <p>ホ 瓶、ケース及び箱に詰めることその他の単なる包装作業</p> <p>ヘ 単なる切断(例えば、生地を特定の大きさ又は形に切断すること。)</p> <p>ト 単なる混合(例えば、小石と砂利とを混ぜ合わせること。)</p> <p>チ 完成品にするための単なる部品の組立て(例えば、ねじ回しで家具を組み立てること。)</p> <p>リ 物品を単にセットにすること。</p>	<p>ヲ シンガポールの領域においてイからルまでに規定する産品のみから得られ又は生産された産品</p> <p>(3) 「十分な変更」とは、シンガポール協定附屬書 A に定める品目別規則(以下この節において「シンガポール協定品目別規則」という。)を満たす変更(2以上の規則が掲げられている場合には、いずれか1つを満たせば足りる。)をいう。</p> <p>シンガポール協定品目別規則は、それぞれの品目毎に、関税分類の異なる材料の使用を求めるシンガポール協定品目別規則(以下この節において「関税分類変更基準を用いたシンガポール協定品目別規則」という。)、特定の製造又は加工作業を行うことを求めるシンガポール協定品目別規則(以下この節において「特定加工基準を用いたシンガポール協定品目別規則」という。)又は付加価値基準を用いたシンガポール協定品目別規則からなっており、関税分類変更基準を用いたシンガポール協定品目別規則及び特定加工基準を用いたシンガポール協定品目別規則の取扱いについては後記68-5-3(関税分類変更基準又は特定加工基準を用いた品目別規則の取扱い)により、付加価値基準を用いたシンガポール協定品目別規則の取扱いについては後記68-5-4(付加価値基準を用いたシンガポール協定品目別規則の取扱い)による。</p> <p>ただし、次の(4)に掲げる行為のみによって当該変更が更に生じた場合には「十分な変更」とはみなさないものとする。</p> <p>(4) 次に掲げる作業は、「十分な変更」とはみなさない。また、一旦シンガポール原産品と認定された貨物が、その認定後、非原産国において、当該作業のみが行われた場合には、その産品はシンガポール原産品としての資格を維持するものとする。</p> <p>イ 輸送又は保存の間に当該貨物を良好な状態に保存することを確保する作業(乾燥、冷凍、塩水漬け等)その他これに類する作業</p> <p>ロ 改装及び仕分け</p> <p>ハ 当該貨物又はその包装にマーク、ラベルその他これらに類する識別表示を付すこと。</p> <p>ニ 組み立てられたものを分解すること。</p> <p>ホ 瓶、ケース及び箱に詰めることその他の単なる包装作業</p> <p>ヘ 単なる切断(例えば、生地を特定の大きさ又は形に切断すること。)</p> <p>ト 単なる混合(例えば、小石と砂利とを混ぜ合わせること。)</p> <p>チ 完成品にするための単なる部品の組立て(例えば、ねじ回しで家具を組み立てること。)</p> <p>リ 物品を単にセットにすること。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>又 上記イからリまでの作業のうち二以上の作業の組合せ</p> <p>(5) シンガポール協定第24条の取扱いについては、次による。</p> <p>イ シンガポール原産品の認定において、当該貨物の生産が本邦及びシンガポールの双方で行われた場合には、これらの生産はシンガポールで行われたものとみなす。</p> <p>ロ 「シンガポールにおいて一又は二以上の生産者が異なる段階において生産を行う場合であっても、これらはすべてシンガポールにおける生産とする」とは、当該貨物の生産において、その一部の工程が、シンガポールにおいて1又は複数の製造者によって断続的に(すなわち、途中の工程が本邦及びシンガポール以外の国において)なされた場合であっても、シンガポールで行われたこれらのすべての工程は、シンガポールにおいて行われた生産であるとみなす。</p> <p>(6) シンガポール協定第25条の規定については、同協定附属書 Aにおいて特定の割合が定められていないことから、当分の間、当該規定の適用はないので留意する。</p> <p>(7) 在庫において混在している代替性のある原産材料及び非原産材料が產品の生産に使用される場合、又は代替性のある原産品及び非原産品が在庫において混在している場合には、シンガポール協定第28条のAの規定により、シンガポールの領域において一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式に従って決定することができる。</p>	<p>又 上記イからリまでの作業のうち二以上の作業の組合せ</p> <p>(5) シンガポール協定第24条の取扱いについては、次による。</p> <p>イ シンガポール原産品の認定において、当該貨物の生産が本邦及びシンガポールの双方で行われた場合には、これらの生産はシンガポールで行われたものとみなす。</p> <p>ロ 「シンガポールにおいて一又は二以上の生産者が異なる段階において生産を行う場合であっても、これらはすべてシンガポールにおける生産とする」とは、当該貨物の生産において、その一部の工程が、シンガポールにおいて1又は複数の製造者によって断続的に(すなわち、途中の工程が本邦及びシンガポール以外の国において)なされた場合であっても、シンガポールで行われたこれらのすべての工程は、シンガポールにおいて行われた生産であるとみなす。</p> <p>(6) シンガポール協定第25条の規定については、同協定附属書 Aにおいて特定の割合が定められていないことから、当分の間、当該規定の適用はないので留意する。</p> <p>(7) 在庫において混在している代替性のある原産材料及び非原産材料が產品の生産に使用される場合、又は代替性のある原産品及び非原産品が在庫において混在している場合には、シンガポール協定第28条のAの規定により、シンガポールの領域において一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式に従って決定することができる。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(マレーシア原産品の認定の基準)</p> <p>68-5-2の3 マレーシア協定における関税についての特別の規定による便益による税率(以下「マレーシア税率」という。)を適用する場合において、輸入貨物がマレーシア協定第3章の規定に基づきマレーシアの原産品とされるもの(以下この節において「マレーシア原産品」という。)であるかの認定については、同協定第27条から第31条まで、第33条及び第34条の規定に基づき次により行う。</p> <p>なお、これらの規定は、協定税率の適用、原産地表示等他の目的のためのマレーシアに係る原産地認定には適用されないので、留意する。</p> <p>(1) マレーシア原産品とは、次のいずれかの产品に該当する产品とする。</p> <p>イ マレーシアの領域において完全に得られ、又は生産される产品</p> <p>ロ マレーシア又は本邦(マレーシア協定第29条1を適用する場合)の原産材料のみからマレーシアの領域において完全に生産される产品</p> <p>ハ 非原産材料を使用してマレーシアの領域において完全に生産される产品であって、マレーシア協定附属書2及びマレーシア協定第3章のすべての関連する要件を満たすもの。この場合、附属書2において2つ以上の規則が掲げられている規則は、いずれか1つを満たせば足りるものとする。</p> <p>(2) 上記(1)のイにおいて、マレーシアの領域において完全に得られ、又は生産される产品とは、次のいずれかの产品に該当する产品をいう。</p> <p>イ 生きている動物であって、マレーシアの領域において生まれ、かつ、成育されたもの</p> <p>ロ マレーシアの領域において狩猟、わなかけ、漁ろう、採集又は捕獲により得られる動物</p> <p>ハ マレーシアの領域において生きている動物から得られる产品</p> <p>ニ マレーシアの領域において収穫され、採取され、又は採集される植物及び植物性生产品</p> <p>ホ マレーシアの領域において抽出され、又は得られる鉱物その他の天然物質(イからニまでに規定するものを除く。)</p> <p>ヘ マレーシアの船舶により、マレーシア又は本邦の領海に属しない海から得られる水产品その他の产品</p> <p>ト マレーシアの領海外におけるマレーシアの工船上においてへに規定する产品から生産される产品</p> <p>チ マレーシアの領海外の海底又はその下から得られる产品。ただし、マレーシアが、海洋法に関する国際連合条約に基づき、当該海底又はその下を</p>	<p>(マレーシア原産品の認定の基準)</p> <p>68-5-2の3 マレーシア協定における関税についての特別の規定による便益による税率(以下「マレーシア税率」という。)を適用する場合において、輸入貨物がマレーシア協定第3章の規定に基づきマレーシアの原産品とされるもの(以下この節において「マレーシア原産品」という。)であるかの認定については、同協定第27条から第31条、第33条及び第34条の規定に基づき次により行う。</p> <p>なお、これらの規定は、協定税率の適用、原産地表示等他の目的のためのマレーシアに係る原産地認定には適用されないので、留意する。</p> <p>(1) マレーシア原産品とは、次のいずれかの产品に該当する产品とする。</p> <p>イ マレーシアの領域において完全に得られ、又は生産される产品</p> <p>ロ マレーシア又は本邦(マレーシア協定第29条1を適用する場合)の原産材料のみからマレーシアの領域において完全に生産される产品</p> <p>ハ 非原産材料を使用してマレーシアの領域において完全に生産される产品であって、マレーシア協定附属書2及びマレーシア協定第3章のすべての関連する要件を満たすもの。この場合、附属書2において2つ以上の規則が掲げられている規則は、いずれか1つを満たせば足りるものとする。</p> <p>(2) 次の产品は、それぞれマレーシアの領域において完全に得られ、又は生産される产品とする。</p> <p>イ 生きている動物であって、マレーシアの領域において生まれ、かつ、成育されたもの</p> <p>ロ マレーシアの領域において狩猟、わなかけ、漁ろう、採集又は捕獲により得られる動物</p> <p>ハ マレーシアの領域において生きている動物から得られる产品</p> <p>ニ マレーシアの領域において収穫され、採取され、又は採集される植物及び植物性生产品</p> <p>ホ マレーシアの領域において抽出され、又は得られる鉱物その他の天然物質(イからニまでに規定するものを除く。)</p> <p>ヘ マレーシアの船舶により、マレーシア又は本邦の領海に属しない海から得られる水产品その他の产品</p> <p>ト マレーシアの領海外におけるマレーシアの工船上においてへに規定する产品から生産される产品</p> <p>チ マレーシアの領海外の海底又はその下から得られる产品。ただし、マレーシアが、海洋法に関する国際連合条約に基づき、当該海底又はその下を</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>開発する権利を有することを条件とする。</p> <p>リ マレーシアの領域において収集される产品であって、当該領域において本来の目的を果たすことができず、回復又は修理が不可能であり、かつ、処分又は部品若しくは原材料の回収のみに適するもの</p> <p>ヌ マレーシアの領域における製造若しくは加工業又は消費から生ずるくず及び廃品であって、処分又は原材料の回収のみに適するもの</p> <p>ル 本来の目的を果たすことができず、かつ、回復又は修理が不可能な产品から、マレーシアの領域において回収される部品又は原材料</p> <p>ヲ マレーシアの領域においてイからルまでに規定する产品のみから得られ、又は生産される产品</p> <p>なお、上記へ及びトにおいて「マレーシアの船舶」及び「マレーシアの工船」とは、それぞれ、マレーシア協定第 27 条(d)に定めるとおり、次のすべての条件を満たす船舶及び工船をいう。</p> <p>(i) マレーシアにおいて登録されていること。</p> <p>(ii) マレーシアの旗を掲げて航行すること。</p> <p>(iii) マレーシアの国民又は法人(マレーシアの領域に本店を有する法人であって、代表者、役員会の長及び当該役員会の構成員の過半数がマレーシア国民であり、かつ、マレーシアの国民又は法人が 51%以上の持分を所有しているものに限る。)が 51%以上の持分を所有していること。</p> <p>(iv) 船長、上級乗組員及び乗組員の総数の 75%以上がマレーシア、本邦又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の国民であること。</p> <p>(3) マレーシア協定第 29 条の取扱いについては、次による。</p> <p>マレーシア協定第 29 条 1 の規定の規定により、マレーシアの領域において产品を生産するための材料として使用される本邦の原产品は、マレーシア原产品とみなすことができる。また、マレーシア協定第 29 条 2 から、マレーシアで生産された产品がマレーシア原产品であるか否かを決定するため原産資格割合を算定するに際し、本邦又はマレーシアで生産された非原産材料を产品の生産の一次材料として使用する場合において、原産資格割合の計算式の非原産材料価額に算入する額については、当該一次非原産材料の生産に使用される非原産材料(二次非原産材料)の価額に限定することができる。なお、この場合当該一次非原産材料の生産に使用される原産材料(二次原産材料)には、本邦の原産材料も含むことになるので留意する。なお、当該規定を適用した場合には、マレーシア協定原産地証明書の「5.Preference Criterion」の欄に「A C U」と表示される。</p> <p>(4) マレーシア協定第 30 条の規定については、同協定附属書 2 第 1 節一般的</p>	<p>開発する権利を有することを条件とする。</p> <p>リ マレーシアの領域において収集される产品であって、当該領域において本来の目的を果たすことができず、回復又は修理が不可能であり、かつ、処分又は部品若しくは原材料の回収のみに適するもの</p> <p>ヌ マレーシアの領域における製造若しくは加工業又は消費から生ずるくず及び廃品であって、処分又は原材料の回収のみに適するもの</p> <p>ル 本来の目的を果たすことができず、かつ、回復又は修理が不可能な产品から、マレーシアの領域において回収される部品又は原材料</p> <p>ヲ マレーシアの領域においてイからルまでに規定する产品のみから得られ、又は生産される产品</p> <p>なお、上記へ及びトにおいて「マレーシアの船舶」及び「マレーシアの工船」とは、それぞれ、マレーシア協定第 27 条(d)に定めるとおり、次のすべての条件を満たす船舶及び工船をいう。</p> <p>(i) マレーシアにおいて登録されていること。</p> <p>(ii) マレーシアの旗を掲げて航行すること。</p> <p>(iii) マレーシアの国民又は法人(マレーシアの領域に本店を有する法人であって、代表者、役員会の長及び当該役員会の構成員の過半数がマレーシア国民であり、かつ、マレーシアの国民又は法人が 51%以上の持分を所有しているものに限る。)が 51%以上の持分を所有していること。</p> <p>(iv) 船長、上級乗組員及び乗組員の総数の 75%以上がマレーシア、本邦又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の国民であること。</p> <p>(3) マレーシア協定第 29 条の取扱いについては、次による。</p> <p>マレーシア協定第 29 条 1 の規定の規定により、マレーシアの領域において产品を生産するための材料として使用される本邦の原产品は、マレーシア原产品とみなすことができる。また、マレーシア協定第 29 条 2 から、マレーシアで生産された产品がマレーシア原产品であるか否かを決定するため原産資格割合を算定するに際し、本邦又はマレーシアで生産された非原産材料を产品の生産の一次材料として使用する場合において、原産資格割合の計算式の非原産材料価額に算入する額については、当該一次非原産材料の生産に使用される非原産材料(二次非原産材料)の価額に限定することができる。なお、この場合当該一次非原産材料の生産に使用される原産材料(二次原産材料)には、本邦の原産材料も含むことになるので留意する。なお、当該規定を適用した場合には、マレーシア協定原産地証明書の「5.Preference Criterion」の欄に「A C U」と表示される。</p> <p>(4) マレーシア協定第 30 条の規定については、同協定附属書 2 第 1 節一般的</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>注釈に具体的規定があるので留意する。なお、当該規定を適用した場合には、マレーシア協定原産地証明書の「5.Preference Criterion」の欄に「DMI」と表示される。</p> <p>(5) マレーシア協定附属書 2 において、関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業の要件を定めた品目別規則について、次に掲げる作業が行われることのみによって当該品目別規則を満たすものとはしてはならないので、留意する。</p> <p>イ 輸送又は保存の間に產品を良好な状態に保存することを確保する作業 (乾燥、冷凍、塩水漬け等)その他これに類する作業</p> <p>ロ 改装及び仕分</p> <p>ハ 組み立てられたものを分解する作業</p> <p>ニ 瓶、ケース及び箱に詰めることその他の単純な包装作業</p> <p>ホ 通則 2 (a)の規定に従って 1 の產品として分類される部品及び構成品の収集</p> <p>ヘ 物品を単にセットにする作業</p> <p>ト イからヘまでの作業の組合せ</p> <p>(6) マレーシア協定第 33 条の規定の取扱いについては、次による。</p> <p>イ マレーシア協定第 28 条から第 31 条までの関連規定の要件を満たし、かつ、通則 2 (a)の規定により完成品として関税分類される產品については、巨大な貨物である等の理由により輸入時に組み立ててないか又は分解してある状態であっても、マレーシア原産品となる。</p> <p>ロ マレーシアの領域において、組み立ててないか又は分解してある材料から組み立てられる產品であり、その材料が通則 2 (a)の規定により完成品として関税分類される產品としてマレーシアの領域に輸入されるものについては、当該組み立ててないか又は分解してある產品の非原産材料が個別にマレーシアの領域に輸入された場合に、上記の完成品の品目別規則及び関連する要件を満たす場合は、マレーシア原産品となる。</p> <p>(7) 在庫において混在している代替性のある原産材料及び非原産材料が產品の生産に使用される場合、又は代替性のある原産品及び非原産品が在庫において混在している場合には、マレーシア協定第 34 条の規定により、マレーシアの領域において一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式に従って、マレーシアの原産材料であるか否か、又はマレーシア原産品であるか否かを決定することができる。なお、当該規定を適用した場合には、マレーシア協定原産地証明書の「5.Preference Criterion」の欄に「FGM」と表示される。</p>	<p>注釈に具体的規定があるので留意する。なお、当該規定を適用した場合には、マレーシア協定原産地証明書の「5.Preference Criterion」の欄に「DMI」と表示される。</p> <p>(5) マレーシア協定附属書 2 において、関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業の要件を定めた品目別規則について、次に掲げる作業のみを経て品目別規則を満たしてもマレーシア原産品とはならないので、留意する。</p> <p>イ 輸送又は保存の間に產品を良好な状態に保存することを確保する作業 (乾燥、冷凍、塩水漬け等)その他これに類する作業</p> <p>ロ 改装及び仕分</p> <p>ハ 組み立てられたものを分解する作業</p> <p>ニ 瓶、ケース及び箱に詰めることその他の単純な包装作業</p> <p>ホ 通則 2 (a)の規定に従って 1 の產品として分類される部品及び構成品の収集</p> <p>ヘ 物品を単にセットにする作業</p> <p>ト イからヘまでの作業の組合せ</p> <p>(6) 第 33 条の規定の取扱いについては、次による。</p> <p>イ マレーシア協定第 28 条から第 31 条までの関連規定の要件を満たし、かつ、通則 2 (a)の規定により完成品として関税分類される產品について、巨大な貨物である等の理由により輸入時に組み立ててないか又は分解してある產品については、マレーシア原産品となる。</p> <p>ロ マレーシアの領域において、組み立ててないか又は分解してある材料から組み立てられる產品であり、その材料が通則 2 (a)の規定により完成品として関税分類される產品としてマレーシアの領域に輸入されるものについては、当該組み立ててないか又は分解してある產品の非原産材料が個別にマレーシアの領域に輸入された場合に、上記の完成品の品目別規則及び関連する要件を満たす場合は、マレーシア原産品となる。</p> <p>(7) 在庫において混在している代替性のある原産材料及び非原産材料が產品の生産に使用される場合、又は代替性のある原産品及び非原産品が在庫において混在している場合には、マレーシア協定第 34 条の規定により、マレーシアの領域において一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式に従って、マレーシアの原産材料であるか否か、又はマレーシア原産品であるか否かを決定することができる。なお、当該規定を適用した場合には、マレーシア協定原産地証明書の「5.Preference Criterion」の欄に「FGM」と表示される。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(タイ原産品の認定の基準)</p> <p>68 - 5 - 2 の 5 タイ協定における関税についての特別の規定による便益による税率（以下「タイ税率」という。）を適用する場合において、輸入貨物がタイ協定第3章の規定に基づきタイの原産品とされるもの（以下この節において「タイ原産品」という。）であるかの認定については、同協定第27条から第31条まで、第33条及び第34条の規定に基づき次により行う。</p> <p>なお、これらの規定は、協定税率の適用、原産地表示等他の目的のためのタイに係る原産地認定には適用されないので、留意する。</p> <p>(1) タイ原産品とは、次のいずれかの产品に該当する产品とする。</p> <p>イ タイにおいて完全に得られ、又は生産される产品</p> <p>ロ タイ又は本邦（タイ協定第29条を適用する場合）の原産材料のみからタイにおいて完全に生産される产品</p> <p>ハ 非原産材料を使用してタイにおいて完全に生産される产品であって、タイ協定附属書2及びタイ協定第3章のすべての関連する要件を満たすもの。 この場合、附属書2において2つ以上の規則が掲げられている規則は、いずれか1つを満たせば足りるものとする。</p> <p>(2) 上記(1)のイにおいて、タイにおいて完全に得られ、又は生産される产品とは、次のいずれかの产品に該当する产品をいう。</p> <p>イ 生きている動物であって、タイにおいて生まれ、かつ、成育されたもの</p> <p>ロ タイにおいて狩猟、わなかけ、漁ろう、採集又は捕獲により得られる動物</p> <p>ハ タイにおいて生きている動物から得られる产品</p> <p>ニ タイにおいて収穫され、採取され、又は採集される植物及び植物性生産品</p> <p>ホ タイにおいて抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質（イからニまでに規定するものを除く。）</p> <p>ヘ タイの船舶により、タイ又は本邦の領海外の海から得られる水産物その他の产品</p> <p>ト タイの工船上においてヘに規定する产品から生産される产品</p> <p>チ タイの領海外の海底又はその下から得られる产品。ただし、タイが当該海底又はその下を開発する権利を有することを条件とする。</p> <p>リ タイにおいて収集される产品であって、タイにおいて本来の目的を果たすことができず、回復又は修理が不可能であり、かつ、処分又は部品若しくは原材料の回収のみに適するもの</p> <p>ヌ タイにおける製造若しくは加工作業又は消費から生ずるくず及び廃品であって、処分又は原材料の回収のみに適するもの</p>	<p>（新規）</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>ル 本来の目的を果たすことができず、かつ、回復又は修理が不可能な产品から、<u>タイにおいて回収される部品又は原材料</u></p> <p>ヲ <u>タイにおいてイからルまでに規定する产品のみから得られ、又は生産される产品</u></p> <p>なお、<u>上記へ及びトにおいて「タイの船舶」及び「タイの工船」とは、それぞれ、タイ協定第27条(d)に定めるとおり、次のすべての条件を満たす船舶及び工船をいう。</u></p> <p>(一) <u>タイにおいて登録されていること。</u></p> <p>(二) <u>タイの旗を掲げて航行すること。</u></p> <p>(三) <u>タイの国民又は法人(タイの領域に本店を有する法人であって、代表者、役員会の長及び当該役員会の構成員の過半数がタイの国民であり、かつ、タイの国民又は法人が50%以上の持分を所有しているものに限る。)が50%以上の持分を所有していること。</u></p> <p>(四) <u>船長、上級乗組員及び乗組員の総数の75%以上がタイ、本邦又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の国民であること。</u></p> <p>(3) <u>タイ協定第29条の取扱いについては、次による。</u></p> <p>タイ協定第29条の規定により、<u>タイにおいて产品を生産するための材料として使用される本邦の原产品は、タイ原産材料とみなすことができる。</u>なお、<u>当該規定を適用した場合には、タイ協定原産地証明書の「7. Number and type of packages; description of goods(including quantity where appropriate and HS code of the importing country)」の欄に「A C U」と表示される。</u></p> <p>(4) <u>タイ協定第30条の規定については、同協定附属書2第1節一般的注釈(f)に具体的規定があるので留意する。</u>なお、<u>当該規定を適用した場合には、タイ協定原産地証明書の「7. Number and type of packages; description of goods(including quantity where appropriate and HS code of the importing country)」の欄に「D M I」と表示される。</u></p> <p>(5) <u>タイ協定附属書2において、関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業の要件を定めた品目別規則について、次に掲げる作業が行われることのみによって当該品目別規則を満たすものとはしてはならないので、留意する。</u></p> <p>イ <u>輸送又は保管の間に产品を良好な状態に保存することを確保する作業(乾燥、冷凍、塩水漬け等)その他これに類する作業</u></p> <p>ロ <u>改装及び仕分</u></p> <p>ハ <u>組み立てられたものを分解する作業</u></p> <p>ニ <u>瓶、ケース及び箱に詰めることその他の単純な包装作業</u></p> <p>ホ <u>通則2(a)の規定に従って一の产品として分類される部品及び構成品の收</u></p>	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>集 へ 物品を単にセットにする作業 ト イからへまでの作業の組合せ</p> <p>(6) <u>タイ協定第33条の規定の取扱いについては、次による。</u> <u>タイ協定第28条から第31条までの関連規定の要件を満たし、かつ、通則2(a)の規定により完成品として関税分類される产品については、巨大な貨物である等の理由により輸入時に分解してある状態であっても、タイ原産品となる。</u></p> <p>(7) <u>在庫において混在している代替性のある原産材料及び非原産材料が产品の生産に使用される場合、又は代替性のある原産品及び非原産品が在庫において混在している場合には、タイ協定第34条の規定により、タイにおいて一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式に従って、タイの原産材料であるか否か、又はタイ原産品であるか否かを決定することができる。</u></p>	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(関税分類変更基準又は特定加工基準を用いた品目別規則の取扱い)</p> <p>68-5-3 関税分類変更基準又は特定加工基準を用いた経済連携協定品目別規則(関税暫定措置法第7条の8に規定する経済連携協定の附属書で定める品目別規則をいう。以下同じ。)の適用対象となる「材料」は非原産材料のみであり、「非原産材料」とは、経済連携協定上の原産品とされない材料をいう。</p> <p>(1) シンガポール協定においては、同協定上の本邦の原産品についても、同協定第24条1の規定によりシンガポール原産品とみなされるため、「非原産材料」から除外されるので留意する。</p> <p>(2) メキシコ協定においては、以下の点に留意する。</p> <p>イ メキシコ協定原産品であって、最終的な生産工程(前記68-5-2の2(4)に掲げる作業を除く。)が本邦で行われるものについても、メキシコ協定第27条の規定により、产品的生産者が日メキシコ両国域内における第三者による生産を自らによる生産と累積する場合には、「非原産材料」から除外されるので、留意する。また、产品的生産者が、同協定第26条の規定により自己生産の材料を中間材料として指定した場合であって、同協定第28条に規定する在庫管理方式に従ってメキシコ協定原産品であると決定した場合においても、「非原産材料」から除外される。</p> <p>ロ 产品的生産、試験若しくは検査に使用される物(当該商品に物理的に組み込まれないものに限る。)又は商品の生産に関連する建物の維持若しくは設備の稼動のために使用される物は、メキシコ協定第30条及び同協定第38条(i)の規定により、「非原産材料」に含まれない。なお、間接材料には、燃料及びエネルギー、工具、ダイス及び鋳型、設備及び建物の維持のために使用される予備部品及び材料、生産の過程で使用され、又は設備及び建物の稼動のために使用される潤滑剤、グリース、コンパウンド材その他の材料、触媒及び溶剤等がある。</p> <p>ハ 通則3の規定に従って関税分類が決定されるセット、キット又は複合的な商品(以下この項において「セット等」という。)及び定率法別表にセット等として明示的に記述される商品は、当該セット等に含まれるすべての商品がメキシコ協定第4章の規定に従いそれぞれの商品に関連する原産地規則を満たす場合には、メキシコ協定原産品とする(例:メキシコ協定品目別規則第8471.49号)。</p> <p>二 产品と共に納入される附属品、予備部品及び工具(以下この項において「附属品等」という。)で、標準的なものについては、メキシコ協定第31条の規定により、当該商品の生産に使用されたすべての非原産材料についてメ</p>	<p>(関税分類変更基準又は特定加工基準を用いた品目別規則の取扱い)</p> <p>68-5-3 関税分類変更基準又は特定加工基準を用いた経済連携協定品目別規則(関税暫定措置法第7条の8に規定する経済連携協定の附属書で定める品目別規則をいう。以下同じ。)の適用対象となる「材料」は非原産材料のみであり、「非原産材料」とは、経済連携協定上の原産品とされない材料をいう。</p> <p>(1) シンガポール協定においては、同協定上の本邦の原産品についても、同協定第24条1の規定によりシンガポール原産品とみなされるため、「非原産材料」から除外されるので留意する。</p> <p>(2) メキシコ協定においては、以下の点に留意する。</p> <p>イ メキシコ協定原産品であって、最終的な生産工程(前記68-5-2の2(4)に掲げる作業を除く。)が本邦で行われるものについても、メキシコ協定第27条の規定により、产品的生産者が日メキシコ両国域内における第三者による生産を自らによる生産と累積する場合には、「非原産材料」から除外されるので、留意する。また、产品的生産者が、同協定第26条の規定により自己生産の材料を中間材料として指定した場合であって、同協定第28条に規定する在庫管理方式に従ってメキシコ協定原産品であると決定した場合においても、「非原産材料」から除外される。</p> <p>ロ 产品的生産、試験若しくは検査に使用される物(当該商品に物理的に組み込まれないものに限る。)又は商品の生産に関連する建物の維持若しくは設備の稼動のために使用される物は、メキシコ協定第30条及び同協定第38条(i)の規定により、「非原産材料」に含まれない。なお、間接材料には、燃料及びエネルギー、工具、ダイス及び鋳型、設備及び建物の維持のために使用される予備部品及び材料、生産の過程で使用され、又は設備及び建物の稼動のために使用される潤滑剤、グリース、コンパウンド材その他の材料、触媒及び溶剤等がある。</p> <p>ハ 通則3の規定に従って関税分類が決定されるセット、キット又は複合的な商品(以下この項において「セット等」という。)及び定率法別表にセット等として明示的に記述される商品は、当該セット等に含まれるすべての商品がメキシコ協定第4章の規定に従いそれぞれの商品に関連する原産地規則を満たす場合には、メキシコ協定原産品とする(例:メキシコ協定品目別規則第8471.49号)。</p> <p>二 产品と共に納入される附属品、予備部品及び工具(以下この項において「附属品等」という。)で、標準的なものについては、メキシコ協定第31条の規定により、当該商品の生産に使用されたすべての非原産材料についてメ</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>キシコ協定品目別規則に定める関税分類の変更が行われたか否かを決定するに当たって考慮しない（当該附属品等に係る送り状が当該商品の送り状と別立てにされておらず、当該附属品等の数量及び価額が当該商品について慣習的なものである場合に限る。）。ただし、当該商品が域内原産割合を用いたメキシコ協定品目別規則の域内原産割合の要件の対象となる場合には、この限りでない。</p> <p>ホ 商品を小売用に包装するための包装材料及び包装容器については、メキシコ協定第32条の規定により、通則5の規定に従って当該商品に含まれるものとして分類される場合には、当該商品に使用されたすべての非原産材料についてメキシコ協定品目別規則に定める関税分類の変更が行われたか否かを決定するに当たって考慮しない。ただし、当該商品が域内原産割合を用いたメキシコ協定品目別規則の域内原産割合の要件の対象となる場合には、この限りでない。</p> <p>ヘ 船積み用のこん包材料及びこん包容器については、メキシコ協定第33条の規定により、メキシコ協定品目別規則に定める関税分類の変更が行われたか否か、又は域内原産割合を用いたメキシコ協定品目別規則の域内原産割合の要件を満たしているか否かを決定するに当たって考慮しない。この場合の「考慮しない」とは、具体的には、後記68-5-4の2(1)の計算式において「商品の取引価額」から「船積み用のこん包材料及びこん包容器の価額」を差し引かないと示す。</p> <p>(3) マレーシア協定においては、以下の点に留意する。</p> <p>イ 商品の生産、試験若しくは検査に使用される物（当該商品に物理的に組み込まれないものに限る。）又は商品の生産に関連する建物の維持若しくは設備の稼動のために使用される物は、マレーシア協定第35条及び同協定第27条(h)の規定により、「原産材料」とみなされる。なお、間接材料には、燃料及びエネルギー、工具、ダイス及び鋳型、設備及び建物の維持のために使用される予備部品及び產品、生産の過程で使用され、又は設備及び建物の稼動のために使用される潤滑剤、グリース、コンパウンド材その他の商品、手袋、眼鏡、履物、衣類、安全のための設備及び備品、触媒及び溶剤等がある。</p> <p>ロ 商品と共に納入される附属品、予備部品及び工具（以下この項において「附属品等」という。）で、標準的なものについては、マレーシア協定第36条の規定により、当該商品の生産に使用されたすべての非原産材料についてマレーシア協定品目別規則に定める関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工業が行われたか否かを決定するに当たって考慮しない（当該附</p>	<p>キシコ協定品目別規則に定める関税分類の変更が行われたか否かを決定するに当たって考慮しない（当該附属品等に係る送り状が当該商品の送り状と別立てにされておらず、当該附属品等の数量及び価額が当該商品について慣習的なものである場合に限る。）。ただし、当該商品が域内原産割合を用いたメキシコ協定品目別規則の域内原産割合の要件の対象となる場合には、この限りでない。</p> <p>ホ 商品を小売用に包装するための包装材料及び包装容器については、メキシコ協定第32条の規定により、通則5の規定に従って当該商品に含まれるものとして分類される場合には、当該商品に使用されたすべての非原産材料についてメキシコ協定品目別規則に定める関税分類の変更が行われたか否かを決定するに当たって考慮しない。ただし、当該商品が域内原産割合を用いたメキシコ協定品目別規則の域内原産割合の要件の対象となる場合には、この限りでない。</p> <p>ヘ 船積み用のこん包材料及びこん包容器については、メキシコ協定第33条の規定により、メキシコ協定品目別規則に定める関税分類の変更が行われたか否か、又は域内原産割合を用いたメキシコ協定品目別規則の域内原産割合の要件を満たしているか否かを決定するに当たって考慮しない。この場合の「考慮しない」とは、具体的には、後記68-5-4の2(1)の計算式において「商品の取引価額」より「船積み用のこん包材料及びこん包容器の価額」を差し引かないと示す。</p> <p>(3) マレーシア協定においては、以下の点に留意する。</p> <p>イ 商品の生産、試験若しくは検査に使用される物（当該商品に物理的に組み込まれないものに限る。）又は商品の生産に関連する建物の維持若しくは設備の稼動のために使用される物は、マレーシア協定第35条及び同協定第27条(h)の規定により、「原産材料」とみなされる。なお、間接材料には、燃料及びエネルギー、工具、ダイス及び鋳型、設備及び建物の維持のために使用される予備部品及び產品、生産の過程で使用され、又は設備及び建物の稼動のために使用される潤滑剤、グリース、コンパウンド材その他の商品、手袋、眼鏡、履物、衣類、安全のための設備及び備品、触媒及び溶剤等がある。</p> <p>ロ 商品と共に納入される附属品、予備部品及び工具（以下この項において「附属品等」という。）で、標準的なものについては、マレーシア協定第36条の規定により、当該商品の生産に使用されたすべての非原産材料についてマレーシア協定品目別規則に定める関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工業が行われたか否かを決定するに当たって考慮しない（当該附</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>属品等に係る仕入書が当該產品の仕入書と別立てにされておらず、当該附属品等の数量及び価額が当該產品について慣習的なものである場合に限る。)。ただし、当該產品がマレーシア協定品目別規則に定める原産資格割合の要件の対象となる場合には、場合に応じて原産材料又は非原産材料として考慮する。</p>	<p>属品等に係る仕入書が当該產品の仕入書と別立てにされておらず、当該附属品等の数量及び価額が当該產品について慣習的なものである場合に限る。)。</p>
<p>ハ 產品を小売用に包装するための包装材料及び包装容器については、マレーシア協定第37条の規定により、通則5の規定に従って当該產品に含まれるものとして分類される場合には、当該產品に使用されたすべての非原産材料についてマレーシア協定品目別規則に定める関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業が行われたか否かを決定するに当たって考慮しない。ただし、当該產品がマレーシア協定品目別規則に定める原産資格割合の要件の対象となる場合には、場合に応じて原産材料又は非原産材料として考慮する。</p>	<p>（新規）</p>
<p>二 船積み用のこん包材料及びこん包容器については、マレーシア協定第38条の規定により、マレーシア協定品目別規則に定める関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業が行われたか否かを決定するに当たって考慮せず、マレーシア協定品目別規則に定める原産資格割合の要件を満たしているか否かを決定するに当たっては原産材料とみなす。</p>	<p>ハ 產品を小売用に包装するための包装材料及び包装容器については、マレーシア協定第37条の規定により、通則5の規定に従って当該產品に含まれるものとして分類される場合には、当該產品に使用されたすべての非原産材料についてマレーシア協定品目別規則に定める関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業が行われたか否かを決定するに当たって考慮しない。ただし、当該產品がマレーシア協定品目別規則に定める原産資格割合の要件の対象となる場合には、場合に応じて原産材料又は非原産材料として考慮する。</p>
<p>(4) チリ協定においては、以下の点に留意する。</p> <p>イ 產品の生産、試験若しくは検査に使用される產品(当該產品に物理的に組み込まれないものに限る。)又は產品の生産に関連する建物の維持若しくは設備の稼動のために使用される物は、チリ協定第36条及び同協定第54条(f)の規定により、生産される場所のいかんを問わず、「原産材料」とみなされる。</p>	<p>二 船積み用のこん包材料及びこん包容器については、マレーシア協定第38条の規定により、マレーシア協定品目別規則に定める関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業が行われたか否かを決定するに当たって考慮せず、マレーシア協定品目別規則に定める原産資格割合の要件を満たしているか否かを決定するに当たっては原産材料とみなす。</p>
<p>（4）チリ協定においては、以下の点に留意する。</p> <p>イ 產品の生産、試験若しくは検査に使用される產品(当該產品に物理的に組み込まれないものに限る。)又は產品の生産に関連する建物の維持若しくは設備の稼動のために使用される物は、チリ協定第36条及び同協定第54条(f)の規定により、生産される場所のいかんを問わず、「原産材料」とみなされる。</p>	<p>(4) チリ協定においては、以下の点に留意する。</p> <p>イ 產品の生産、試験若しくは検査に使用される產品(当該產品に物理的に組み込まれないものに限る。)又は產品の生産に関連する建物の維持若しくは設備の稼動のために使用される物は、チリ協定第36条及び同協定第54条(f)の規定により、生産される場所のいかんを問わず、「原産材料」とみなされる。</p>
<p>（4）チリ協定においては、以下の点に留意する。</p> <p>イ 產品の生産、試験若しくは検査に使用される產品(当該產品に物理的に組み込まれないものに限る。)又は產品の生産に関連する建物の維持若しくは設備の稼動のために使用される物は、チリ協定第36条及び同協定第54条(f)の規定により、生産される場所のいかんを問わず、「原産材料」とみなされる。</p>	<p>（4）チリ協定においては、以下の点に留意する。</p> <p>イ 產品の生産、試験若しくは検査に使用される產品(当該產品に物理的に組み込まれないものに限る。)又は產品の生産に関連する建物の維持若しくは設備の稼動のために使用される物は、チリ協定第36条及び同協定第54条(f)の規定により、生産される場所のいかんを問わず、「原産材料」とみなされる。</p>
<p>ハ 產品と共に納入される附属品、予備部品及び工具(以下この項において「附属品等」という。)で、標準的なものについては、チリ協定第37条の規定</p>	<p>（4）チリ協定においては、以下の点に留意する。</p> <p>イ 產品の生産、試験若しくは検査に使用される產品(当該產品に物理的に組み込まれないものに限る。)又は產品の生産に関連する建物の維持若しくは設備の稼動のために使用される物は、チリ協定第36条及び同協定第54条(f)の規定により、生産される場所のいかんを問わず、「原産材料」とみなされる。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>により、当該產品がチリの原產品であるか否かを決定するに当たって考慮しない（当該附屬品等が仕入書において產品と別に記載されているか否かにかかわらず、当該仕入書が当該產品の仕入書と別立てにされておらず、かつ、当該附屬品等の数量及び価額が当該產品について慣習的なものである場合に限る。）。この場合の「考慮しない」とは、具体的には、後記68 - 5 - 4 の 4 (1) の計算式において「產品の取引価額」から「当該附屬品等の価額」を差し引かないことを示す。</p>	<p>により、当該產品がチリの原產品であるか否かを決定するに当たって考慮しない（当該附屬品等が仕入書において產品と別に記載されているか否かにかかわらず、当該仕入書が当該產品の仕入書と別立てにされておらず、かつ、当該附屬品等の数量及び価額が当該產品について慣習的なものである場合に限る。）。この場合の「考慮しない」とは、具体的には、後記68 - 5 - 4 の 4 (1) の計算式において「產品の取引価額」に「当該附屬品等の価額」を算入しないことを示す。</p>
<p>二 產品を小売用に包装するための包装材料及び包装容器については、チリ協定第38条の規定により、通則5の規定に従って当該產品に含まれるものとして分類される場合には、当該產品がチリの原產品であるか否かを決定するに当たって考慮しない。この場合の「考慮しない」とは、具体的には、後記68 - 5 - 4 の 4 (1) の計算式において「產品の取引価額」から「小売用のこん包材料及びこん包容器の価額」を差し引かないことを示す。</p>	<p>ホ 產品を小売用に包装するための包装材料及び包装容器については、チリ協定第38条の規定により、通則5の規定に従って当該產品に含まれるものとして分類される場合には、当該產品がチリの原產品であるか否かを決定するに当たって考慮しない。この場合の「考慮しない」とは、具体的には、後記68 - 5 - 4 の 4 (1) の計算式において「產品の取引価額」に「小売用のこん包材料及びこん包容器の価額」を算入しないことを示す。</p>
<p>ホ 船積み用のこん包材料及びこん包容器については、チリ協定第39条の規定により、產品がチリの原產品であるか否かを決定するに当たって考慮しない。この場合の「考慮しない」とは、具体的には、後記68 - 5 - 4 の 4 (1) の計算式において「產品の取引価額」から「船積み用のこん包材料及びこん包容器の価額」を差し引かないことを示す。</p>	<p>ヘ 船積み用のこん包材料及びこん包容器については、チリ協定第39条の規定により、產品がチリの原產品であるか否かを決定するに当たって考慮しない。この場合の「考慮しない」とは、具体的には、後記68 - 5 - 4 の 4 (1) の計算式において「產品の取引価額」に「船積み用のこん包材料及びこん包容器の価額」を算入しないことを示す。</p>
<p>（5）タイ協定においては、以下の点に留意する。</p>	<p>（新規）</p>
<p>イ 產品の生産、試験若しくは検査に使用される物（当該產品に物理的に組み込まれないものに限る。）又は產品の生産に関連する建物の維持若しくは設備の稼動のために使用される物は、タイ協定第35条及び第27条(h)の規定により、「原産材料」とみなされる。なお、間接材料には、燃料及びエネルギー、工具、ダイス及び鋳型、設備及び建物の維持のために使用される予備部品及び產品、生産の過程で使用され、又は設備及び建物の稼動のために使用される潤滑剤、グリース、コンパウンド材その他の產品、手袋、眼鏡、履物、衣類、安全のための設備及び備品、触媒及び溶剤等がある。</p>	
<p>ロ 產品と共に納入される附屬品、予備部品及び工具（以下この項において「附屬品等」という。）で、標準的なものについては、タイ協定第36条の規定により、当該產品の生産に使用されたすべての非原産材料についてタイ協定品目別規則に定める関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工業が行われたか否かを決定するに当たって考慮しない（当該附屬品等に係る仕入書が当該產品の仕入書と別立てにされておらず、当該附屬品等の数量及び価額が当該產品について慣習的なものである場合に限る。）。ただし、当該產品がタイ協定品目別規則に定める原産資格割合の要件の対象とな</p>	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>る場合には、場合に応じて原産材料又は非原産材料として考慮する。</p> <p>ハ <u>産品を小売用に包装するための包装材料及び包装容器については、タイ協定第37条の規定により、通則5の規定に従って当該産品に含まれるものとして分類される場合には、当該産品に使用されたすべての非原産材料についてタイ協定品目別規則に定める関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工業が行われたか否かを決定するに当たって考慮しない。ただし、当該産品がタイ協定品目別規則に定める原産資格割合の要件の対象となる場合には、場合に応じて原産材料又は非原産材料として考慮する。</u></p> <p>二 <u>船積み用のこん包材料及びこん包容器については、タイ協定第38条の規定により、タイ協定品目別規則に定める関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工業が行われたか否かを決定するに当たって考慮せず、タイ協定品目別規則に定める原産資格割合の要件を満たしているか否かを決定するに当たっても考慮しない。なお、タイ協定品目別規則に定める原産資格割合の要件を満たしているか否かを決定するに当たって、「考慮しない」とは、具体的には、後記68-5-4の5(1)の計算式において「産品の取引価額」から「船積み用のこん包材料及びこん包容器の価額」を差し引かないことを示す。</u></p>	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(付加価値基準を用いたタイ協定品目別規則の取扱い)</p> <p>68-5-4の5 付加価値基準を用いたタイ協定品目別規則の適用において、産品がタイ原産品と認定されるためには、当該産品の「原産資格割合」が、同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国がタイ又は本邦（同協定第29条を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上の生産又は作業を行い、これに更にタイで何らかの生産又は作業を行う場合）であることが必要とされる。</p> <p>(1) 原産資格割合は、次により算出する。</p> $\text{原産資格割合 (%)} = \frac{\text{F O B 価額} - \text{非原産材料価額}}{\text{F O B 価額}} \times 100$ <p>この場合における用語の意義は次による。</p> <p>イ 「F O B 価額」とは、タイから送り出される貨物のタイの送出港における、買手から売手に支払われる貨物の本船渡し価額であり、これには送り出した際に軽減され、免除され、又は払い戻された内国税を含まない。なお、産品の本船渡し価額は存在するが、その額が不明で確認することができない場合、及び産品の本船渡し価額が存在しない場合には各々タイ協定第28条5の規定に基づく価額とすることに留意する。</p> <p>ロ 「非原産材料価額」とは、産品の生産において使用されるすべての非原産材料の価額をいい、個々の非原産材料の価額は、タイに輸入された際のC I F価額であって、関税評価協定に従って決定される価額とする。なお、当該個々の非原産材料の価額が不明で確認することができない場合には、タイ協定第28条6(b)の規定に基づく価額となるので留意する。</p> <p>(2) 原産資格割合を計算するに際し、タイ協定第31条によって付加された価値については、当然算入することになるので留意する。</p> <p>(3) 上記の原産資格割合を計算するに際し、当該産品の非原産材料価額には、当該産品の生産に当たって使用されるタイの原産材料の生産において使用される非原産材料の価額は含めない。</p>	<p>(新規)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																						
(積送基準に関する取扱い) 68-5-9 次の表の第1欄に掲げる経済連携協定に対応する第2欄「積送基準」に掲げる規定を満たす締約国原産品とは、令第61条第1項第2号口(1)及び(2)に掲げる規定を満たすものをいい、同項第2号口の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次の(1)及び(2)による。	(積送基準に関する取扱い) 68-5-9 次の表の第1欄に掲げる経済連携協定に対応する第2欄「積送基準」に掲げる規定を満たす締約国原産品とは、令第61条第1項第2号口(1)及び(2)に掲げる規定を満たすものをいい、同項第2号口の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次の(1)及び(2)による。																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>経済連携協定名</th><th>積送基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シンガポール協定</td><td>シンガポール協定第27条</td></tr> <tr> <td>メキシコ協定</td><td>メキシコ協定第35条</td></tr> <tr> <td>マレーシア協定</td><td>マレーシア協定第32条</td></tr> <tr> <td>チリ協定</td><td>チリ協定第41条</td></tr> <tr> <td>タイ協定</td><td>タイ協定第32条</td></tr> </tbody> </table>	経済連携協定名	積送基準	シンガポール協定	シンガポール協定第27条	メキシコ協定	メキシコ協定第35条	マレーシア協定	マレーシア協定第32条	チリ協定	チリ協定第41条	タイ協定	タイ協定第32条	<table border="1"> <thead> <tr> <th>経済連携協定名</th><th>積送基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シンガポール協定</td><td>シンガポール協定第27条</td></tr> <tr> <td>メキシコ協定</td><td>メキシコ協定第35条</td></tr> <tr> <td>マレーシア協定</td><td>マレーシア協定第32条</td></tr> <tr> <td>チリ協定</td><td>チリ協定第41条</td></tr> </tbody> </table>	経済連携協定名	積送基準	シンガポール協定	シンガポール協定第27条	メキシコ協定	メキシコ協定第35条	マレーシア協定	マレーシア協定第32条	チリ協定	チリ協定第41条
経済連携協定名	積送基準																						
シンガポール協定	シンガポール協定第27条																						
メキシコ協定	メキシコ協定第35条																						
マレーシア協定	マレーシア協定第32条																						
チリ協定	チリ協定第41条																						
タイ協定	タイ協定第32条																						
経済連携協定名	積送基準																						
シンガポール協定	シンガポール協定第27条																						
メキシコ協定	メキシコ協定第35条																						
マレーシア協定	マレーシア協定第32条																						
チリ協定	チリ協定第41条																						
<p>(1) 令第61条第1項第2号口に規定する「非原産国を経由しないで本邦へ向けて直接に運送」には、締約国から当該貨物を運送する船舶、航空機又は車両が非原産国を通過する場合であって、当該非原産国において当該貨物が積替え又は一時蔵置のいずれもがされない場合を含む。</p> <p>(2) 令第61条第1項第2号口(1)に規定する「非原産国を経由して本邦へ向けて運送される」とは、締約国から送り出される際に、明らかに本邦へ運送する意思をもって積み出された貨物であって、非原産国を経由して本邦へ向けて運送されるものをいう。</p>	<p>(1) 令第61条第1項第2号口に規定する「非原産国を経由しないで本邦へ向けて直接に運送」には、締約国から当該貨物を運送する船舶、航空機又は車両が非原産国を通過する場合であって、当該非原産国において当該貨物が積替え又は一時蔵置のいずれもがされない場合を含む。</p> <p>(2) 令第61条第1項第2号口(1)に規定する「非原産国を経由して本邦へ向けて運送される」とは、締約国から送り出される際に、明らかに本邦へ運送する意思をもって積み出された貨物であって、非原産国を経由して本邦へ向けて運送されるものをいう。</p>																						

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																						
（締約国原産地証明書の様式）	（締約国原産地証明書の様式）																						
68-5-11 令第61条第1項第2号イに規定する締約国原産地証明書の様式は、次の表の第1欄に掲げる経済連携協定の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げるものとする。	68-5-11 令第61条第1項第2号イに規定する締約国原産地証明書の様式は、次の表の第1欄に掲げる経済連携協定の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げるものとする。																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>経済連携協定</th><th>締約国原産地証明書の様式</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シンガポール協定</td><td>REPUBLIC OF SINGAPORE PREFERENTIAL CERTIFICATE OF ORIGIN」(C - 5290-1)</td></tr> <tr> <td>メキシコ協定</td><td>「 AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE UNITED MEXICAN STATES FOR THE STRENGTHENING OF THE ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN 」(C - 5290-2) 及び 「 ACUERDO PARA EL FORTALECIMIENTO DE LA ASOCIACIÓN ECONÓMICA ENTRE LOS ESTADOS UNIDOS MEXICANOS Y EL JAPÓN 」(C - 5290-3)</td></tr> <tr> <td>マレーシア協定</td><td>「 AGREEMENT BETWEEN THE GOVERNMENT OF MALAYSIA AND THE GOVERNMENT OF JAPAN FOR ECONOMIC PARTNERSHIP FORM MJEPA 」(C - 5290-4)</td></tr> <tr> <td>チリ協定</td><td>「 AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE REPUBLIC OF CHILE FOR A STRATEGIC ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN 」(C - 5290-5)</td></tr> <tr> <td>タイ協定</td><td>「 AGREEMENT BETWEEN THE KINGDOM OF THAILAND AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN (Combined declaration and certificate) FORM JTEPA 」(C - 5290-6)</td></tr> </tbody> </table>	経済連携協定	締約国原産地証明書の様式	シンガポール協定	REPUBLIC OF SINGAPORE PREFERENTIAL CERTIFICATE OF ORIGIN」(C - 5290-1)	メキシコ協定	「 AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE UNITED MEXICAN STATES FOR THE STRENGTHENING OF THE ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN 」(C - 5290-2) 及び 「 ACUERDO PARA EL FORTALECIMIENTO DE LA ASOCIACIÓN ECONÓMICA ENTRE LOS ESTADOS UNIDOS MEXICANOS Y EL JAPÓN 」(C - 5290-3)	マレーシア協定	「 AGREEMENT BETWEEN THE GOVERNMENT OF MALAYSIA AND THE GOVERNMENT OF JAPAN FOR ECONOMIC PARTNERSHIP FORM MJEPA 」(C - 5290-4)	チリ協定	「 AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE REPUBLIC OF CHILE FOR A STRATEGIC ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN 」(C - 5290-5)	タイ協定	「 AGREEMENT BETWEEN THE KINGDOM OF THAILAND AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN (Combined declaration and certificate) FORM JTEPA 」(C - 5290-6)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>経済連携協定</th><th>締約国原産地証明書の様式</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シンガポール協定</td><td>REPUBLIC OF SINGAPORE PREFERENTIAL CERTIFICATE OF ORIGIN」(C - 5290-1)</td></tr> <tr> <td>メキシコ協定</td><td>「 AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE UNITED MEXICAN STATES FOR THE STRENGTHENING OF THE ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN 」(C - 5290-2) 及び 「 ACUERDO PARA EL FORTALECIMIENTO DE LA ASOCIACIÓN ECONÓMICA ENTRE LOS ESTADOS UNIDOS MEXICANOS Y EL JAPÓN 」(C - 5290-3)</td></tr> <tr> <td>マレーシア協定</td><td>「 AGREEMENT BETWEEN THE GOVERNMENT OF MALAYSIA AND THE GOVERNMENT OF JAPAN FOR ECONOMIC PARTNERSHIP FORM MJEPA 」(C - 5290-4)</td></tr> <tr> <td>チリ協定</td><td>「 AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE REPUBLIC OF CHILE FOR A STRATEGIC ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN 」(C - 5290-5)</td></tr> </tbody> </table>	経済連携協定	締約国原産地証明書の様式	シンガポール協定	REPUBLIC OF SINGAPORE PREFERENTIAL CERTIFICATE OF ORIGIN」(C - 5290-1)	メキシコ協定	「 AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE UNITED MEXICAN STATES FOR THE STRENGTHENING OF THE ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN 」(C - 5290-2) 及び 「 ACUERDO PARA EL FORTALECIMIENTO DE LA ASOCIACIÓN ECONÓMICA ENTRE LOS ESTADOS UNIDOS MEXICANOS Y EL JAPÓN 」(C - 5290-3)	マレーシア協定	「 AGREEMENT BETWEEN THE GOVERNMENT OF MALAYSIA AND THE GOVERNMENT OF JAPAN FOR ECONOMIC PARTNERSHIP FORM MJEPA 」(C - 5290-4)	チリ協定	「 AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE REPUBLIC OF CHILE FOR A STRATEGIC ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN 」(C - 5290-5)
経済連携協定	締約国原産地証明書の様式																						
シンガポール協定	REPUBLIC OF SINGAPORE PREFERENTIAL CERTIFICATE OF ORIGIN」(C - 5290-1)																						
メキシコ協定	「 AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE UNITED MEXICAN STATES FOR THE STRENGTHENING OF THE ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN 」(C - 5290-2) 及び 「 ACUERDO PARA EL FORTALECIMIENTO DE LA ASOCIACIÓN ECONÓMICA ENTRE LOS ESTADOS UNIDOS MEXICANOS Y EL JAPÓN 」(C - 5290-3)																						
マレーシア協定	「 AGREEMENT BETWEEN THE GOVERNMENT OF MALAYSIA AND THE GOVERNMENT OF JAPAN FOR ECONOMIC PARTNERSHIP FORM MJEPA 」(C - 5290-4)																						
チリ協定	「 AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE REPUBLIC OF CHILE FOR A STRATEGIC ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN 」(C - 5290-5)																						
タイ協定	「 AGREEMENT BETWEEN THE KINGDOM OF THAILAND AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN (Combined declaration and certificate) FORM JTEPA 」(C - 5290-6)																						
経済連携協定	締約国原産地証明書の様式																						
シンガポール協定	REPUBLIC OF SINGAPORE PREFERENTIAL CERTIFICATE OF ORIGIN」(C - 5290-1)																						
メキシコ協定	「 AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE UNITED MEXICAN STATES FOR THE STRENGTHENING OF THE ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN 」(C - 5290-2) 及び 「 ACUERDO PARA EL FORTALECIMIENTO DE LA ASOCIACIÓN ECONÓMICA ENTRE LOS ESTADOS UNIDOS MEXICANOS Y EL JAPÓN 」(C - 5290-3)																						
マレーシア協定	「 AGREEMENT BETWEEN THE GOVERNMENT OF MALAYSIA AND THE GOVERNMENT OF JAPAN FOR ECONOMIC PARTNERSHIP FORM MJEPA 」(C - 5290-4)																						
チリ協定	「 AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE REPUBLIC OF CHILE FOR A STRATEGIC ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN 」(C - 5290-5)																						

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																				
(締約国原産地証明書の有効性の認定)	(締約国原産地証明書の有効性の認定)																				
68 - 5 - 12 令第36条の3第3項(令第50条の2及び第51条の8の規定において準用する場合を含む。)、第51条の12第3項、第61条第1項第2号イの規定により、税関に提出された締約国原産地証明書については、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす場合には、原則として有効なものとして取り扱うものとする。ただし、これらの要件を満たす場合であっても、シンガポール協定第3章、メキシコ協定第4章及び第5章第1節、マレーシア協定第3章、チリ協定第4章又はタイ協定第3章に規定する原産品の要件を明らかに満たさないと認められる場合には、この限りではない。	68 - 5 - 12 令第36条の3第3項(第51条及び第51条の8の規定において準用する場合を含む。)、第51条の12第3項、第61条第1項第2号イの規定により、税関に提出された締約国原産地証明書については、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす場合には、原則として有効なものとして取り扱うものとする。ただし、これらの要件を満たす場合であっても、シンガポール協定第3章、メキシコ協定第4章及び第5章第1節、マレーシア協定第3章又はチリ協定第4章に規定する原産品の要件を明らかに満たさないと認められる場合には、この限りではない。																				
(1) 締約国原産地証明書に關税法施行令第61条第4項の表の上欄の各号に掲げる協定の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる事項が記載され、かつ、後記68 - 5 - 14(締約国原産地証明書の発給機関)に定める発給機関の印及び署名権者の署名がなされたものであること。	(1) 締約国原産地証明書に關税法施行令第61条第4項の表の上欄の各号に掲げる協定の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる事項が記載され、かつ、後記68 - 5 - 14(締約国原産地証明書の発給機関)に定める発給機関の印及び署名権者の署名がなされたものであること。																				
(2) 締約国原産地証明書に記載されている貨物と輸入貨物が一致すること。ただし、締約国原産地証明書に記載されている貨物と輸入貨物が一致しない場合であっても、次に掲げる場合には、この要件を満たすものとして取り扱う。 イ 次の表の第1欄に掲げる締約国原産地証明書の同表の第2欄に掲げる欄に記載された関税率表番号(以下この節において「記載税番」という。)と、輸入貨物に実際に適用されるべき関税率表番号(以下この節において「適用税番」という。)とが異なっている場合で、次の(1)又は(2)に該当するとき。	(2) 締約国原産地証明書に記載されている貨物と輸入貨物が一致すること。ただし、締約国原産地証明書に記載されている貨物と輸入貨物が一致しない場合であっても、次に掲げる場合には、この要件を満たすものとして取り扱う。 イ 次の表の第1欄に掲げる締約国原産地証明書の同表の第2欄に掲げる欄に記載された関税率表番号(以下この節において「記載税番」という。)と、輸入貨物に実際に適用されるべき関税率表番号(以下この節において「適用税番」という。)とが異なっている場合で、次の(1)から(ハ)までに該当するとき。																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>締約国原産地証明書</th> <th>締約国原産地証明書の欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シンガポール協定原産地証明書</td> <td>10 No. & kind of Packages Description of Goods (include brand names if necessary)(包装の個数及び種類並びに品名)</td></tr> <tr> <td>メキシコ協定原産地証明書</td> <td>5. HS Tariff Classification Number</td></tr> <tr> <td>マレーシア協定原産地証明書</td> <td>4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS code; Other instances</td></tr> <tr> <td>チリ協定原産地証明書</td> <td>4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of</td></tr> </tbody> </table>	締約国原産地証明書	締約国原産地証明書の欄	シンガポール協定原産地証明書	10 No. & kind of Packages Description of Goods (include brand names if necessary)(包装の個数及び種類並びに品名)	メキシコ協定原産地証明書	5. HS Tariff Classification Number	マレーシア協定原産地証明書	4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS code; Other instances	チリ協定原産地証明書	4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of	<table border="1"> <thead> <tr> <th>締約国原産地証明書</th> <th>締約国原産地証明書の欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シンガポール協定原産地証明書</td> <td>10 No. & kind of Packages Description of Goods (include brand names if necessary)(包装の個数及び種類並びに品名)</td></tr> <tr> <td>メキシコ協定原産地証明書</td> <td>5. HS Tariff Classification Number</td></tr> <tr> <td>マレーシア協定原産地証明書</td> <td>4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS code; Other instances</td></tr> <tr> <td>チリ協定原産地証明書</td> <td>4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of</td></tr> </tbody> </table>	締約国原産地証明書	締約国原産地証明書の欄	シンガポール協定原産地証明書	10 No. & kind of Packages Description of Goods (include brand names if necessary)(包装の個数及び種類並びに品名)	メキシコ協定原産地証明書	5. HS Tariff Classification Number	マレーシア協定原産地証明書	4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS code; Other instances	チリ協定原産地証明書	4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of
締約国原産地証明書	締約国原産地証明書の欄																				
シンガポール協定原産地証明書	10 No. & kind of Packages Description of Goods (include brand names if necessary)(包装の個数及び種類並びに品名)																				
メキシコ協定原産地証明書	5. HS Tariff Classification Number																				
マレーシア協定原産地証明書	4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS code; Other instances																				
チリ協定原産地証明書	4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of																				
締約国原産地証明書	締約国原産地証明書の欄																				
シンガポール協定原産地証明書	10 No. & kind of Packages Description of Goods (include brand names if necessary)(包装の個数及び種類並びに品名)																				
メキシコ協定原産地証明書	5. HS Tariff Classification Number																				
マレーシア協定原産地証明書	4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS code; Other instances																				
チリ協定原産地証明書	4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of																				

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
	packages; Description of good(s); HS Tariff Classification Number		packages; Description of good(s); HS Tariff Classification Number
<u>タイ協定原産地証明書</u>	<u>7. Number and type of packages; description of goods (including quantity where appropriate and HS code of the importing country)</u>		
<p><u>(イ) 記載税番と適用税番に対する経済連携協定に定める品目別規則が同一のものである場合。</u></p> <p>（削除）</p>		<p><u>(イ) 記載税番に属する貨物と適用税番に属する貨物のいずれもが、シンガポール協定品目別規則の表中「品名」の欄、メキシコ協定品目別規則の表上欄、マレーシア協定品目別規則又はチリ協定の表上欄に掲げられており、かつ、シンガポール協定品目別規則の表中「規則」の欄、メキシコ協定品目別規則の表下欄、マレーシア協定品目別規則の表下欄又はチリ協定品目別規則の表下欄に同一の条件が規定されている場合。ただし、シンガポール協定品目別規則の表中「規則」の欄、メキシコ協定品目別規則の表下欄、マレーシア協定品目別規則の表下欄又はチリ協定品目別規則の表下欄の条件が非原産材料割合（シンガポール協定にあっては、同協定附属書 A注釈2に定める非原産材料割合を、メキシコ協定、マレーシア協定又はチリ協定にあっては、非原産材料の重量が產品の重量に占める割合をいう。）により規定されている場合には、当該輸入貨物の原材料のうち締約国（本邦を含む。）以外の国又は地域において生産されたもの（以下「非原産原材料」という。）の属する税番（2以上の税番にわたる場合を含む。）が、当該輸入貨物の適用税番及び記載税番のいずれとも異なる場合に限る。</u></p> <p><u>(ロ) 当該輸入貨物の通常の製造方法から推定される当該輸入貨物の原材料の税番が、当該輸入貨物の適用税番及び記載税番のいずれとも異なり、かつ、当該輸入貨物の適用税番に属する貨物及び記載税番に属する貨物についてのシンガポール協定品目別規則、メキシコ協定品目別規則、マレーシア協定品目別規則又はチリ協定品目別規則が、それぞれシンガポール協定品目別規則の表中「規則」の欄、メキシコ協定品目別規則の表下欄、マレーシア協定品目別規則又はチリ協定品目別規則の表下欄に規定する関税分類変更基準を用いたものである場合</u></p> <p><u>(ハ) 上記(イ)及び(ロ)以外の場合であって、当該輸入貨物に適用されるべき税番の決定に当たって記載税番としたことに相当の理由があると認められ、かつ、経済連携協定に定める品目別規則の掲げる条件からみて、当該貨物</u></p>	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前												
<p><u>が締約国原産品と認められるとき。</u></p> <p>□ 締約国原産地証明書に記載された数量と仕入書に記載された数量とが合致しており、当該締約国原産地証明書に記載された数量と輸入貨物の数量との間に差がある場合において、その差が僅少であるとき。</p> <p>ハ 締約国原産地証明書に貨物の外装の記号、番号等が記載されている場合においては、当該記載されている貨物の外装の記号、番号等と輸入貨物の外装の記号、番号等とが一致しない場合であって、次に掲げる場合のいずれかに該当すると認められ、かつ、当該締約国原産地証明書が当該貨物に係るものであることが明らかであるとき。</p> <p>(1) 当該締約国原産地証明書の発給時における誤記であることが他の添付書類等からみて明らかである場合</p> <p>(2) 当該輸入貨物が令第61条第1項第2号口(2)に該当する貨物であって、当該一時蔵置又は出品の際に当該非原産国の税關の監督下において当該輸入貨物の外装の記号、番号等が変えられたことが明らかである場合</p> <p>(3) 締約国原産地証明書の記載内容について修正が行われている場合には、それぞれの修正箇所につき、その発給機関の修正印が押なつされている等、当該修正が正当に行われたことが明らかにされていること。</p> <p>(4) 紛失等の理由により再発給された締約国原産地証明書について、次の表の第1欄に掲げる締約国原産地証明書に第2欄の記載事項が記載されていること。</p>	<p><u>協定品目別規則の表中「規則」の欄、メキシコ協定品目別規則の表下欄、マレーシア協定品目別規則の表下欄、又はチリ協定品目別規則の表下欄に掲げる条件からみて、当該貨物が締約国原産品と認められるとき。</u></p> <p>□ 締約国原産地証明書に記載された数量と仕入書に記載された数量とが合致しており、当該締約国原産地証明書に記載された数量と輸入貨物の数量との間に差がある場合において、その差が僅少であるとき。</p> <p>ハ 締約国原産地証明書に貨物の外装の記号、番号等が記載されている場合においては、当該記載されている貨物の外装の記号、番号等と輸入貨物の外装の記号、番号等とが一致しない場合であって、次に掲げる場合のいずれかに該当すると認められ、かつ、当該締約国原産地証明書が当該貨物に係るものであることが明らかであるとき。</p> <p>(1) 当該締約国原産地証明書の発給時における誤記であることが他の添付書類等からみて明らかである場合</p> <p>(2) 当該輸入貨物が令第61条第1項第2号口(2)に該当する貨物であって、当該一時蔵置又は出品の際に当該非原産国の税關の監督下において当該輸入貨物の外装の記号、番号等が変えられたことが明らかである場合</p> <p>(3) 締約国原産地証明書の記載内容について修正が行われている場合には、それぞれの修正箇所につき、その発給機関の修正印が押なつされている等、当該修正が正当に行われたことが明らかにされていること。</p> <p>(4) 紛失等の理由により再発給された締約国原産地証明書について、<u>シンガポール協定原産地証明書にあっては、当該証明書に“DUPLICATE”又は“DUPLICATA”と、メキシコ協定原産地証明書にあっては、当該証明書に“DUPLICATE”と、表示される等再発給されたものであることが明らかに表示されていること、マレーシア協定原産地証明書及びチリ協定原産地証明書にあっては、当初のマレーシア協定原産地証明書及びチリ協定原産地証明書の番号及び発給年月日が記入されていること。</u></p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>締約国原産地証明書</th><th>記載事項</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シンガポール協定</td><td>“DUPLICATE”又は“DUPLICATA”</td></tr> <tr> <td>メキシコ協定</td><td>“DUPLICATE”</td></tr> <tr> <td>マレーシア協定</td><td>当初の原産地証明書の番号及び発給年月日</td></tr> <tr> <td>チリ協定</td><td>当初の原産地証明書の番号及び発給年月日</td></tr> <tr> <td>タイ協定</td><td>“DUPLICATE”及び当初の原産地証明書の番号及び発給年月日</td></tr> </tbody> </table>	締約国原産地証明書	記載事項	シンガポール協定	“DUPLICATE”又は“DUPLICATA”	メキシコ協定	“DUPLICATE”	マレーシア協定	当初の原産地証明書の番号及び発給年月日	チリ協定	当初の原産地証明書の番号及び発給年月日	タイ協定	“DUPLICATE”及び当初の原産地証明書の番号及び発給年月日	
締約国原産地証明書	記載事項												
シンガポール協定	“DUPLICATE”又は“DUPLICATA”												
メキシコ協定	“DUPLICATE”												
マレーシア協定	当初の原産地証明書の番号及び発給年月日												
チリ協定	当初の原産地証明書の番号及び発給年月日												
タイ協定	“DUPLICATE”及び当初の原産地証明書の番号及び発給年月日												
<p>なお、再発給された締約国原産地証明書の有効期間の起算日は当初の締約国原産地証明書が発給された日であるので、令第61条第6項の規定の適用に当たり留意するとともに、当初の原産地証明書は無効となるので留意する。</p> <p>(5) 締約国原産地証明書が、貨物が本邦以外の締約国から送り出された後において発給された場合には、次の表の第1欄に掲げる締約国原産地証明書に第</p>	<p>なお、再発給された締約国原産地証明書の有効期間の起算日は当初の締約国原産地証明書が発給された日であるので、令第61条第6項の規定の適用に当たり留意するとともに、当初の原産地証明書は無効となるので留意する。</p> <p>(5) 貨物がメキシコから送り出された後において発給されたメキシコ協定原产地証明書の場合には当該証明書に“ISSUED RETROSPICIENTLY”と、マレー</p>												

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
2欄の記載事項が記載され、送り出された後に発給されたことが明らかに表示されていること。	シア又はチリから送り出された後において発給されたマレーシア協定原産地証明書又はチリ協定原産地証明書の場合には当該証明書に”ISSUED RETROACTIVELY”と表示され、送り出された後に発給されたことが明らかに表示されていること。
締約国原産地証明書	記載事項
メキシコ協定	”ISSUED RETROACTIVELY”
マレーシア協定	”ISSUED RETROACTIVELY”
チリ協定	”ISSUED RETROACTIVELY”及び船積みの日
タイ協定	”ISSUED RETROACTIVELY”及び船積みの日

（新規）

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
（締約国原産地証明書の発給機関）	（締約国原産地証明書の発給機関）
68-5-14 令第61条第4項に規定する「発給につき権限を有する機関」は、次の表の第1欄に掲げる締約国原産地証明書の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる機関とする。	68-5-14 令第61条第4項に規定する「発給につき権限を有する機関」は、次の表の第1欄に掲げる締約国原産地証明書の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる機関とする。
締約国原産地証明書	締約国原産地証明書の発給機関
シンガポール協定原産地証明書	シンガポール税関
メキシコ協定原産地証明書	メキシコ経済省
マレーシア協定原産地証明書	マレーシア国際貿易産業省
チリ協定原産地証明書	チリ外務省国際経済関係総局 (チリ協定第44条2に基づき原産地証明書の発給につき責任を負う団体として「製造業振興協会 (Sociedad de Fomento Fabril (SOFOFA))」及び「商工会議所 (Camara Nacional de Comercio Servicios y Turismo)」が指定されている。)
タイ協定原産地証明書	タイ商務省又はこれを継承する当局
締約国原産地証明書に押印する印章の印影及び署名権者の署名については、別に事務連絡する。	締約国原産地証明書に押印する印章の印影及び署名権者の署名については、別に事務連絡する。

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>（「災害その他やむを得ない理由」の意義）</p> <p>68 - 5 - 15 令第36条の3第3項(令第50条の2及び第51条の8の規定において準用する場合を含む。)、第51条の12第3項並びに第61条第5項及び第6項ただし書に規定する「災害その他やむを得ない理由」の意義については、次による。</p> <p>(1)「災害」とは、震災、風水害等の天災若しくは事変又は火災その他の人為的災害で当該輸入者(その代理人を含む。)の責任によらないものをいう。</p> <p>(2)「その他やむを得ない理由」とは、災害に準ずる理由をいう。</p>	<p>（「災害その他やむを得ない理由」の意義）</p> <p>68 - 5 - 15 令第36条の3第3項(第51条及び第51条の8の規定において準用する場合を含む。)、第51条の12第3項又は第61条第5項及び同条第6項ただし書に規定する「災害その他やむを得ない理由」の意義については、次による。</p> <p>(1)「災害」とは、震災、風水害等の天災若しくは事変又は火災その他の人為的災害で当該輸入者(その代理人を含む。)の責任によらないものをいう。</p> <p>(2)「その他やむを得ない理由」とは、災害に準ずる理由をいう。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>（締約国原産地証明書の提出猶予の取扱い）</p> <p>68-5-16 輸入者が令第36条の3第3項(令第50条の2及び第51条の8の規定において準用する場合を含む。)、第51条の12第3項又は第61条第5項の規定による締約国原産地証明書の災害その他やむを得ない理由に基づく提出猶予を希望する場合の取扱いは、輸入申告又は蔵入申請等に際して「締約国原産地証明書提出猶予申出書」(C-5295)2通(原本、交付用)を提出させ、やむを得ない理由があると認めたときは、猶予期間を記載し、うち1通(交付用)に審査印を押なつして申出者に交付する。この場合における猶予期間は、原則として、2か月以内で適當と認める期間とするものとする。</p>	<p>（締約国原産地証明書の提出猶予の取扱い）</p> <p>68-5-16 輸入者が令第36条の3第3項(第51条及び第51条の8の規定において準用する場合を含む。)、第51条の12第3項又は第61条第5項の規定による締約国原産地証明書の災害その他やむを得ない理由に基づく提出猶予を希望する場合の取扱いは、輸入申告又は蔵入申請等に際して「締約国原産地証明書提出猶予申出書」(C-5295)2通(原本、交付用)を提出させ、やむを得ない理由があると認めたときは、猶予期間を記載し、うち1通(交付用)に審査印を押なつして申出者に交付する。この場合における猶予期間は、原則として、2か月以内で適當と認める期間とするものとする。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(タイ原産品であることについての確認)</p> <p>68-5-21の5 タイから輸入される貨物がタイ原産品であるか否かを決定する <u>必要がある場合には、タイ協定第43条及び第44条の規定に基づき確認を行うこと</u>とし、<u>実施に当たっては、本省に協議するものとする。この場合には、当該貨物の輸入者に対し、タイ協定第43条及び第44条の規定を説明することとする。</u> <u>なお、確認を行おうとする前には、輸入者に対し照会を行う等、疑義の解明に努めるものとする。</u></p> <p>(1) タイ原産品であるか否かを決定するための確認は、次のいずれかの方法により行うものとする。</p> <p>イ タイ商務省に対し、当該貨物がタイ原産品であるか否かに関する情報をタイ協定原産地証明書に基づいて要請する。この方法により情報を要請する場合において、必要と認める場合には、貨物がタイ原産品であるか否かに関する追加の情報を要請するものとする。</p> <p>ロ タイ商務省が行うタイにおける原産地証明書の発給を受けた者又はタイに所在する生産者であってタイ協定第40条7(b)に規定する者への訪問に立ち会い、当該訪問を通じて、产品がタイ原産品であるか否かに関する情報を収集し、及び提供すること並びにそのため当該产品の生産に使用された設備の確認を行うことをタイに対して要請すること。</p> <p>(2) 上記イの方法により確認を行う場合において、原産地証明書の発給を受けた者又はタイに所在する生産者であってタイ協定第40条7(b)に規定する者に関する情報で、タイ商務省に対する情報の要請は、質問状で行うものとし、在タイ日本国大使館を経由し行うこととする。なお、緊急に質問状を送付する必要がある場合等は、在タイ日本国大使館を経由するのと並行し、タイ商務省に対し、直接質問状を送付することができる。</p> <p>(3) タイ商務省が要請の受領の日から3か月の期間内(追加情報の要請にあっては、2か月)の期間内に回答を行わない場合及び質問状(追加の質問状を含む。)に対する回答が、貨物がタイ原産品であることを決定するために十分な情報を含まない場合には、タイ協定第45条3の規定により確認の対象となっている貨物がタイ原産品ではないと決定されることから、当該貨物に係るタイ協定原产地証明書を無効なものと認めて、タイ税率を適用しないこととなるので、留意する。</p> <p>(4) 上記の方法により確認を行う場合には、本省を通じて行う。なお、訪問の実施の要請については、訪問の実施を希望する日の少なくとも40日前までに在タイ日本国大使館を通じ、タイ商務省に対し、次の事項を含む書面を送付するこ</p>	<p style="text-align: center;">（新規）</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>ととする。</p> <p>イ <u>当該書面を送付する関係当局を特定する事項</u></p> <p>ロ <u>その施設への訪問が要請される輸出者又はタイの領域に所在する生産者の氏名又は名称</u></p> <p>ハ <u>訪問の実施を希望する日及び場所</u></p> <p>ニ <u>訪問の目的及び実施の範囲(確認の対象となっている原産地証明書所載の产品的明記を含む。)</u></p> <p>ホ <u>訪問に立ち会う本邦の関係当局の職員の氏名及び官職</u></p> <p>(5) <u>タイ政府が訪問の実施を拒否する場合、書面による要請に対し当該書面を受領した日から30日以内に回答しない場合、訪問の最終日から45日以内又は相互に合意するその他の期間内に、訪問の間又はその後に収集した情報が提供されない場合又は提供された情報に貨物がタイ原産であることを決定するために十分な情報を含まない場合は、タイ協定第45条3の規定により、訪問の対象とされた貨物がタイ原産でないと決定されることから、当該貨物に係るタイ協定原産地証明書を無効なものと認めて、タイ税率を適用しないこととなるので、留意する。</u></p> <p>(6) <u>上記までの手続きを実施した後、タイ商務省に対し、產品がタイ原産であるか否かについて書面による決定(当該決定に係る事実認定及び法的根拠を含む。)を送付する。</u></p> <p>この書面による通知は、上記(2)に準じて行うものとする。</p> <p>(7) <u>タイ原産として輸入申告された貨物について、タイ協定第43条及び第44条の規定に基づき確認を行う場合であって、輸入者が貨物の引取りを急ぐ理由があると認められるときは、法第73条第1項及び第77条第7項の規定に基づき担保を提出させ、当該貨物の引取りを認めて差し支えない。</u></p>	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(事前教示の手続等)</p> <p>68-5-22 シンガポール協定第32条及びマレーシア協定第41条に規定する事前教示並びにタイ協定第41条に規定する照会に対する回答に係る手続等に関しては、前記7-17(納税申告等に係る事前教示の手続)を用いるものとする。なお、税関は、当該教示のために必要なすべての書類を受領した日から30日以内に、当該教示を行うよう努めるものとする。</p>	<p>(事前教示の手続等)</p> <p>68-5-22 シンガポール協定第32条 <u>事前教示</u> 及びマレーシア協定第41条 <u>事前教示</u> に規定する事前教示の手続等に関しては、前記7-17(納税申告等に係る事前教示の手続)を用いるものとする。なお、税関は、当該教示のために必要なすべての書類を受領した日から30日以内に、当該教示を行うよう努めるものとする。</p>